

令和 7 年第 3 回定例会

神津島村議会会議録

令和 7 年 9 月 9 日 開会

令和 7 年 9 月 10 日 閉会

神 津 島 村 議 会

令和7年第3回神津島村議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	3

第 1 号 (9月9日)

議事日程	5
出席議員	6
欠席議員	6
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6
事務局職員出席者	6
開会及び開議の宣告	7
会議録署名議員の指名について	7
会期の決定について	7
諸般の報告	8
一般質問	21
中 村 親 夫 君	21
清 水 勉 君	30
同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	36
同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	38
同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	39
議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	40
議案第37号の上程、説明、質疑、採決	41
議案第38号の上程、説明、質疑、採決	45
議案第39号の上程、説明、質疑、採決	47
議案第40号の上程、説明、質疑、採決	60
議案第41号の上程、説明、質疑、採決	60
議案第42号の上程、説明、質疑、採決	61
議案第43号の上程、説明、質疑、採決	62
議案第44号の上程、説明、質疑、採決	63

延会の宣告	6 4
-------	-----

第 2 号 (9月10日)

議事日程	6 5
出席議員	6 5
欠席議員	6 5
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 5
事務局職員出席者	6 6
開議の宣告	6 7
認定第1号の上程、質疑、採決	6 7
認定第2号～認定第6号の上程、質疑、採決	7 3
地方公共団体の財政の健全化に関する法律に伴う報告	7 6
村長挨拶	8 0
閉議及び閉会の宣告	8 1
署名議員	8 3
議案等審議結果一覧	8 5

令和 7 年神津島村議会第 3 回定例会を、次のように招集する旨の告示をしたので通知します。

令和 7 年 8 月 2 9 日

神津島村長 前 田 弘

記

1 日 時 令和 7 年 9 月 9 日 午前 9 時 3 0 分

2 場 所 神津島村役場 2 階会議室

3 議 件

- 1 同意第 2 号 神津島村教育委員会教育長の任命について
- 2 同意第 3 号 神津島村教育委員会教育委員の任命について
- 3 同意第 4 号 神津島村教育委員会教育委員の任命について
- 4 議案第 3 6 号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 5 議案第 3 7 号 神津島村道路法面改修工事（村道 1 4 号線）請負契約
- 6 議案第 3 8 号 レントゲン・C T 画像診断システム整備契約
- 7 議案第 3 9 号 令和 7 年度東京都神津島村一般会計補正予算（第 2 号）
- 8 議案第 4 0 号 令和 7 年度東京都神津島村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 9 議案第 4 1 号 令和 7 年度東京都神津島村介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 1 0 議案第 4 2 号 令和 7 年度東京都神津島村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 1 1 議案第 4 3 号 令和 7 年度東京都神津島村簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 1 2 議案第 4 4 号 令和 7 年度東京都神津島村農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）
- 1 3 認定第 1 号 令和 6 年度東京都神津島村一般会計歳入歳出決算の認定
- 1 4 認定第 2 号 令和 6 年度東京都神津島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 1 5 認定第 3 号 令和 6 年度東京都神津島村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 1 6 認定第 4 号 令和 6 年度東京都神津島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

- 1 7 認定第 5 号 令和 6 年度東京都神津島村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定
- 1 8 認定第 6 号 令和 6 年度東京都神津島村農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定
- 1 9 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に伴う報告

○応招・不応招議員

応招議員（８名）

１番 小 林 正吾郎 君

３番 清 水 勉 君

５番 関 真 樹 君

７番 鈴 木 国 忠 君

２番 清 水 勝 彦 君

４番 鈴 木 佑 典 君

６番 中 村 親 夫 君

８番 石 田 隆美智 君

不応招議員（なし）

令和 7 年 9 月 9 日

(第 1 号)

令和 7 年第 3 回神津島村議会定例会会議録

議 事 日 程 （第 1 号）

令和 7 年 9 月 9 日（火曜日）午前 9 時 3 0 分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 諸報告 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 同意第 2 号 神津島村教育委員会教育長の任命について
- 第 6 同意第 3 号 神津島村教育委員会教育委員の任命について
- 第 7 同意第 4 号 神津島村教育委員会教育委員の任命について
- 第 8 議案第 3 6 号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 第 9 議案第 3 7 号 神津島村道路法面改修工事（村道 1 4 号線）請負契約
- 第 1 0 議案第 3 8 号 レントゲン・C T 画像診断システム整備契約
- 第 1 1 議案第 3 9 号 令和 7 年度東京都神津島村一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 2 議案第 4 0 号 令和 7 年度東京都神津島村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 3 議案第 4 1 号 令和 7 年度東京都神津島村介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 4 議案第 4 2 号 令和 7 年度東京都神津島村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 5 議案第 4 3 号 令和 7 年度東京都神津島村簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 6 議案第 4 4 号 令和 7 年度東京都神津島村農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 7 認定第 1 号 令和 6 年度東京都神津島村一般会計歳入歳出決算の認定
- 第 1 8 認定第 2 号 令和 6 年度東京都神津島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 第 1 9 認定第 3 号 令和 6 年度東京都神津島村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 第 2 0 認定第 4 号 令和 6 年度東京都神津島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
- 第 2 1 認定第 5 号 令和 6 年度東京都神津島村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定
- 第 2 2 認定第 6 号 令和 6 年度東京都神津島村農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定
- 第 2 3 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に伴う報告

出席議員（８名）

1 番	小 林 正吾郎 君	2 番	清 水 勝 彦 君
3 番	清 水 勉 君	4 番	鈴 木 佑 典 君
5 番	関 真 樹 君	6 番	中 村 親 夫 君
7 番	鈴 木 国 忠 君	8 番	石 田 隆美智 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	前 田 弘 君	副 村 長	桜 井 隆 明 君
教 育 長	清 水 一 正 君	総 務 課 長 (情報通信課長兼務)	鈴 木 敦 君
企画財政課長	高 橋 寛 規 君	福 祉 課 長	田 島 孝 二 君
保健医療課長	鈴 木 龍 也 君	建 設 課 長	鈴 木 文 憲 君
産業観光課長	渡 辺 匡 哉 君	環 境 衛 生 課 長	浜 川 浩 一 君
教 育 課 長	佐 野 弘 明 君	保 育 園 園 長	高 橋 基 樹 君
空 港 消 防 所 課 長 補 佐	鈴 木 悠 太 君	企 画 財 政 課 課 長 補 佐	清 水 国 光 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	土 谷 文 康 君
---------	-----------

傍聴人（１名）

丸 山 幸 雄 君

◎開会及び開議の宣告

○議長（石田隆美智君） おはようございます。

ただいまから令和7年第3回定例会を開会いたします。

会議に入る前に報告します。

本日、空港消防所長、清水 豊君から欠席の連絡を受けております。本日は、空港消防所課長補佐、鈴木悠太君が出席しております。

また、7月1日付で神津島村役場に新しく福祉課長として採用された田島孝二君が出席しておりますので、ここで一言ご挨拶をお願いいたします。

福祉課長、田島君。

○福祉課長（田島孝二君） 改めまして、おはようございます。

7月1日付で職員として採用され、同日、福祉課長として拝命いたしました田島孝二でございます。着任してはや2か月が過ぎましたが、いまだ新しい発見も多く、毎日貴重な日々を過ごしております。初心を忘れることなく、一職員、一課長として、また一住民として、本村のさらなる発展に粉骨砕身の覚悟で務めてまいりたいと思いますので、皆様のご指導、ご鞭撻のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（石田隆美智君） それでは、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名について

○議長（石田隆美智君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期会議録署名議員は、5番、関 真樹君、6番、中村親夫君を指名します。よろしくお願いします。

◎会期の決定について

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第2、会期の決定について議題とします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し協議いただいております。

ここで、議会運営委員会報告を鈴木委員長に求めます。

議会運営委員長、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 議会運営委員会からの報告をいたします。

去る 9 月 4 日木曜日、午前 9 時 30 分より委員会を招集し、6 名の委員並びに議長と事務局の同席を得て委員会を開会しました。

本定例会には、同意案件 3 件、契約案件 2 件、令和 7 年度補正予算 6 件、令和 6 年度決算認定 6 件、その他 1 件を含む 18 案件が上程されております。また、一般質問は 2 名の提出者があり、受理されております。

そのほかに、東京歯科保険医協会から、国民健康保険の加入者に対する確認書の一斉交付を求める陳情書が提出されていましたが、内容について審議した結果、この陳情書については議長預かりとすることで決定されております。

以上を審議し、今会期日程については本日から 9 月 30 日までの 22 日間とし、今会期日程については、お手元に配付いたしました議事日程のとおりです。

議員各位におかれましては、この会期日程にご賛同いただき、円滑な議会運営ができますようお願い申し上げ、報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（石田隆美智君） お諮りします。

会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から 9 月 30 日までの 22 日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から 9 月 30 日までの 22 日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第 3、諸報告を行います。

1 として、令和 7 年第 2 回定例会会議録署名報告を 3 番、清水 勉君に求めます。

3 番、清水君。

○3 番（清水 勉君） それでは、令和 7 年第 2 回定例会会議録署名を報告いたします。

7 月 22 日午前 9 時 30 分より、石田議長、鈴木佑典議員と私とで、議員控室にて会議録 45 ページを閲覧し、慎重に精査した結果、正確と認め署名いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（石田隆美智君） ご苦労さまでした。

続きまして、2 として議長報告を行います。議長報告は、令和 7 年第 2 回定例会以後の報

告をいたします。

6月12日、神津島が撮影地になっておりました「旅と日々」の試写会に村長と一緒に出席しております。この映画はいろいろ賞をいただいているいい映画みたいですが、映画の前半が神津島が舞台になっている映画ですので、ぜひ皆さんご覧になっていただきたいと思います。

続きまして、6月26日、港湾関係要望活動をしております。1日目は東京都、2日目は国関係のほうに要望活動を行っております。

6月30日、令和7年団体長懇話会、令和7年度夏季観光受入対策会議に出席しております。

7月1日は、海上安全祈願祭が行われております。

7月7日、三宅都議が来島され、日帰りで帰りましたが、その対応を行っております。

14日、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合決算の審査を行っております。続いて、東京都町村会・東京都町村議会議長会の合同会議が行われております。その後に、東京都町村会・東京都町村議会議長会の結団式を行っております。

17日、令和7年度島しょ町村議会議長会第1回の臨時総会が行われております。その後に、全国離島振興市町村議会議長会の懇親会が行われて出席しております。

翌18日、令和7年度全国離島振興市町村議会議長会第1回の総会に出席しております。その後に、令和7年度全国離島振興市町村議会議長会の研修会を行っております。

22日、令和7年度第2回定例会会議録署名を行っております。

23日、あぜりあ丸就航10周年記念で、あぜりあ丸が日帰りで下田と神津を往復した際に、下田の市長と市議会議員一行が来島し対応しております。

26日から27日まで、愛らんどリーグ2025フットサル大会が八丈島で開催され、出席しております。神津島のチームは、惜しくも準優勝で終わってしまいました。見ている人たちが感動して、両方のチームに優勝をあげたらいいのではないかというふうな話も出た、本当にいい試合でした。

7月31日、議会だよりの編集委員会がありました。

8月1日、物忌奈命神社の例大祭に出席しております。

8月30日、渋谷区のサッカー協会少年サッカー交流事業が開催され、観覧しております。

9月4日、令和7年第3回定例会議会運営委員会が開催されております。

以上のとおり報告いたします。

続きまして、3として行政報告を村長に求めます。

村長、前田君。

○村長（前田 弘君） それでは、6月1日以降の村長報告、主な部分につきまして説明させていただきます。

6月2日から4日ですが、全国離島振興協議会理事会、そして通常総会が島根県の隠岐諸島で行われました。これは、島根県の隠岐の島町ですね、文化会館にて理事会通常総会ということになりました。北海道から沖縄県まで全国離島関係市町村長、そして事務局、国会議員など総勢150名が出席しました。この中で令和6年度の収支決算、令和7年度の重点推進項目及び令和7年度の離島振興対策事業予算の確保対策に係る特別決議案を全会一致で決議しております。また、役員の任期満了ということがありまして、改選の結果、現荒木会長ですね、屋久島町長、ほか27名の理事が再任されました。東京からは山下八丈町長と私が理事ということに再選になっております。

次に、6月10日ですが、村議会第2回定例会開催ということです。

12日、これは先ほど議長のほうからもお話がありましたが、報告のほうには「旅の日々」というふうになっていると思うんです。これは「旅と日々」ということでございます。訂正していただきたいと思います。

この映画試写会、神津島村のほうでフィルムコミッション事業として受け入れた中で、島内で撮影された映画「旅と日々」、これに私と石田議長、産業観光課職員、そして稲葉観光協会理事長ほか、全員7名で鑑賞試写会に出席しております。

この映画が、これは漫画家のつげ義春さんという方の描いた漫画を映画化したものでございまして、神津島で撮影された分が40分。この40分間はもうほとんど神津島の映像になっておりまして、この映画は夏バージョンと冬バージョン、2本立てになっております。冬バージョンにつきましては東北地方で撮影されたもので、同じく40分ぐらいの映像となっております。

この映画が、今年開催されたロカルノ国際映画祭というのがあるんですけども、このロカルノ国際映画祭というのは、よく耳にするベネチア国際映画祭とかカンヌ国際映画祭と並んで、世界で最も歴史のある国際映画祭の一つとして数えられているところでございます。この映画祭において、神津島の映像とか、あと冬の映像とかが金豹賞ということで、これグランプリということで最高の賞ということで、このグランプリを受賞されました。また、そのほかにも審査員特別賞ということでダブル受賞になっておりまして、封切りが11月11日から全国ロードショーということが決定されております。なお、このグランプリが、17年ぶり

に日本がグランプリを取ったということでございます。

次に、19日ですが、東京都離島航路地域協議会、これは東京から神津島航路以外の貨物船であるとか、小笠原までの航路の中で、これらが全て赤字経営ということになっておりまして、神新も含めてでございますが、これらの令和8年度の運営計画について承認されております。

それで、また今回は、この会議の中では、働き方改革によりまして国からの行政指導や船員の不足等により、特に大島から神津島航路について、ジェットfoil便の熱海航路の減便や神津島については廃止、さるびあ丸の運休、これは橘丸とかおがさわら丸のドック入りの際に、代船としてほかの島のほうに運航されるということで、運休が2か月間に及ぶと。この運休に伴って海上が荒れた場合、ジェットfoil便は頻繁に欠航となっております。このジェットfoil就航の中では、北部地域の島民の日常生活への影響や、観光来島者の減による経済活性化の低迷が大きな問題であることを、私のほうから告げさせてもらいました。船員の確保や安全面の確保、働き方改革を守ることなど、容易に解決できる問題ではありませんが、島しょ町村会として少しでもこれを改善してもらえるように、東海汽船や東京都、また島しょ選出の三宅都議会議員等に対して要望書を提出するというところで、全会一致で承認されたところでございます。この要望活動につきましては、また日にちを追って説明いたします。

23日、洋上風力発電の住民説明会ですが、生きがいセンターで行われました。当日は、一般住民の方約30名が参加しておりまして、漁場の確保や安全面、景観などについて心配する声が何件か上がっておりました。今後は、様々な調査を実施した上で、再度報告会を開催して説明をしていきたいと、このようなことでございました。

次に、26日、27日は、港湾関係の要望活動ということでございまして、石田議長、小林副議長、漁協の前田組合長、梅田船主組合長、私、建設課、事務局6名で、神津島港、それと三浦漁港整備、前浜海岸の養浜についての要望活動を行ったところでございます。要望先ですが、東京都産業労働局、港湾局、そして三宅都議会議員、国土交通省関東地方整備局、同じく港湾局、これは国のほうですね、国交省の港湾局、そして水産庁のほうに要望活動を行っております。

東京都のほうに要望活動を行った際には、先ほどお話をした船員の確保困難や、働き方改革によりジェットfoil船の減便、さるびあ丸の他島の航路就航に伴う代船ですね。ジェットfoil船の頻発化する欠航など、島民生活の不安定化や観光産業に大きな支障となっ

ているため、これから要望活動を行いますと、このように東京都総務局行政部、そして三宅都議には要望活動を実施していくことを告げております。

次に、7月1日ですが、東京都港湾局局長一行が来島されております。田中局長が4月に着任しております、それに伴う挨拶ということでございまして、空港・港湾関係をこれは日帰りでしたけれども、視察されて離島されました。

14日、神新汽船令和6年度事業報告。これは奥田代表、そして南業務部長一行2名が、私と新島の大沼村長が会館にいるときに島嶼会館に来てもらって、令和6年度の決算報告と今後の運営計画などについて説明を受けました。令和6年度の就航率が65%ということです。これは毎年このような状況だということでございます。売上げ自体は前年比の21%増、1億1,577万3千円となりましたが、船舶の定期検査、何年間に一遍やるこの整備費が大きかったもので、損失額は前年比の約5倍の4,800万円損失となっているということでございますが、これは国のほうからの補助金が一気に来るのではなく、5年間に分割されてくるということで、これについては特に問題のない事項だと、このように報告を受けております。

次に、同じく7月14日ですが、東京都町村長会議、そして東京都町村会並びに東京都町村議会議長会の合同会議でございます。町村会と議長会合同会議におきましては、令和8年度の東京都予算編成に係る要望案を全会一致で議決しております。7月29日に、東京都知事ほか関係部局に要望活動を行うと、このような日程で決定されました。

15日ですが、東京都島嶼町村長臨時議会、東京島嶼島民の生活や産業を支える島しょ港湾・漁港の整備促進に係る要望書をここで決議しております。この時点では国土交通省港湾局長、そして水産庁長官に9月2日に要望活動を行うということで決められました。

そのほかに、東京都栽培漁業推進協議会委員、この任期満了に伴う選任ということで大島町長、そして神津島村長、私が再任となっております。

伊豆諸島及び小笠原諸島の航路の安定的な運航確保に関する要望、これは先ほど話している事案でございますが、この要望書の内容を全会一致で可決しております、要望書提出先は都知事、これは行政部と離島港湾部、そして三宅都議、東海汽船に提出するというところで決められました。また、国土交通省に対しましては、参議院議員の選挙終了後に実施しようということで決定されております。

23日、これが先ほど来話していることですが、東京島嶼の安定的な運航確保に関する要望、東海汽船の船員確保、働き方改革、船体の老朽化、運航基準等の数々の課題によりまして、航路の中止・減便・欠航率の増加に伴い、島民の日常生活、観光客減による経済活動の低迷

が余儀なくされている。従前の船便配船を確保できるようにということで、先ほど東京都知事宛て、これは総務局行政部で港湾局離島港湾部、三宅都議に対しまして、島嶼町村会並びに島嶼町村議会議長会合同で連名で要望活動を実施いたしました。この際の出席者は、島嶼町村会長、私と大島町長、そして小笠原村長。議長会からは新島の木村議長が参加しております。

25日ですが、これも23日と同じく、この日は東海汽船のほうに同じく要望をしております。

次に、29日、東京都令和8年度予算編成に係る要望ということでございまして、このときには、東京都の町村会の会長である奥多摩の師岡町長が会長として出席。また、私が副会長として出席。町村議会議長会のほうは山本会長ですね。小川副会長、瑞穂町の議会議長。そのほかに総務部の会長として、檜原村の吉本会長。事業部会から小笠原村の渋谷副会長が出席しております。この要望先ですが、都議会自民党、同じく都議会の立憲民主党、同じく都民ファーストの会、公明党、東京都総務局、港湾局等、16局の要望を実施しました。最後に、栗岡副知事に対し要望書を提出したところでございます。

次に、18日、東京メトロー行来島ということでございまして、これは環境変化に伴って、磯焼け対策として海藻類の再生を、常日頃から2番の清水議員が呼びかけていますが、清水議員がこの海洋連盟の代表代行として活動されている中で、海に関する地域貢献を模索していた東京メトロとのつながりができまして、神津島のために何かできないかというようなことで、視察ということで来島をされました。この際には私と石田議長、また別の日になりますが、前田漁協組合長らとの情報交換をされております。

次の19日、東京都港湾局島しょ・小笠原空港整備担当部長が来島されております。松本部長ですが、この離島航空路、これは新中央が大島、新島、神津島、三宅島の運航をしているわけですが、このドルニエ機の整備機材がもう高騰しておりまして、この高騰した分の補助が出ないと、新中央のほうの運営自体、運航自体が厳しいということで、国費の補助を上乗せするための活動をしていかなきゃいけないだろうと。また、地元の島民も何らかの形で、やはり何とか新中央がこのまま継続運航できるように維持していかなければいけないだろうということで、今後、そのような取組をしていくということで説明を受けました。

次に、25日、26日ですが、東京都総務局長一行が来島されております。佐藤総務局長、泉澤振興企画課長、大島支庁長の下名迫支庁長一行が来島されてございまして、サステナブル関係事業や都の土木関係事業、港湾関係事業の視察を実施しております。この際は1泊されて、時間的にも余裕といいますかあって、様々な場所の視察ができたのではないかなと、このよ

うに思っております。

また、これ以外、この9月以降なんですが、9月2日に要望活動をしてまいりました。その中でここには書いてありませんが、報告したいと思います。

9月2日、東京港及び島嶼町村の港湾に係る要望活動ということで実施しております。この際には国土交通省の航空局、これは秋田次長ということでございまして、そのほかに国土交通省の海事局、新垣局長、港湾局の安部局長及び水産庁の藤田長官に対しまして、私の会長という立場の中で、私のほうから港湾・漁港整備推進要望書、そして離島航空路の補助金枠の拡大、離島航路の船員確保施策、補助枠の拡大、代替船の導入等につきまして要望書を提出しております。参加者は、私と東京都港湾局の樋口次長、村田技監。佐藤港湾局整備部長、原田離島港湾部長ほか、事務局で実施しております。

次に、東京都港湾整備振興大会。これは、東京都の港湾整備の振興大会ということでございまして、港湾関係、これは東京港も含めての、ですから区も入りますね。区町村、東京都議会議員、東京都の港湾局幹部ほか約200名が参加しまして、東京港、そして各島の港湾整備に係る来年度予算の確保ということで要望書を決議しております。

9月3日、これは伊豆諸島ブルーインフラ検討委員会ということでございまして、大島から神津島まで、海草とか貝類、イセエビ、魚類等の生息調査のほかに海水温度、そして栄養塩、栄養のある塩、栄養がある海水ということでございますが、これらを調査した結果報告ということで開かれました。このブルーインフラにつきましては前回、こういうことをやるんですよということでお話ししたんですが、その後に、この2回目の会議の中ではその調査報告をしていただきました。

調査結果では、黒潮の大蛇行と同時に海水温が上昇していると。また、栄養塩濃度も低くなっていると。各島での一般排水が出ているところがありますが、これらの海岸を調査したところ、ほかの場所よりこの一般排水が直接流れている場所のほうが、様々な海藻類が繁茂されているということが報告されております。それは、一般排水に含まれる栄養分が影響していると考えられるなど等と報告されております。神津島の例で言いますと、つまりの海岸の部分は、ほかと比べてやはりいろいろな海藻が繁茂しているという状況が見てとれました。

これから、大島から神津島までの中で実証実験を、神津島の前浜港湾施設において、海藻類の繁茂しやすい構造、そして栄養分を含んだパネル等を設置して、これを調査していくと、このようなことで報告がありました。

以上、報告を終わります。

○議長（石田隆美智君） ご苦労さまでした。

行政報告について質問のある方は、本定例会日程終了後、時間を取りますので、そのときに質問してください。

続きまして、4として教育行政報告を教育長に求めます。

教育長、清水君。

○教育長（清水一正君） それでは、令和7年6月1日以後の主なものについてご報告いたします。

6月14日、神津小まつり。体育館と各教室等も使用しまして、児童自身の様々なアイデアが生かされ、来校された方はとても楽しむことができました。

18日、小中学校管理職個別ヒアリング。校長、副校長先生の4名から学校運営や目標等、また人事などについて個別ヒアリングを実施いたしました。

少し飛びまして26日、村民大運動会運営委員会。運営委員会におきまして、10月18日の第3土曜日に、第47回村民大運動会を開催することが決定されました。

28日、中学校親子ふれあい体験教室。以前は天草取りを行っておりましたが、磯焼けなどにより天草も少なくなってしまったことから、それに代わる事業として、海岸清掃及び製鉄メーカーや漁協にも協力いただき、鉄鋼スラグ等の栄養成分の入った袋を長浜海岸に設置いたしました。

同じく28日、土曜しま子屋開始。昨年度はスタッフの不足により実施できませんでしたが、土曜日の午前中、図書館を使用して、小学校3年生から6年生までを対象にしたしま子屋を再開いたしました。これまで算数を主にしておりましたが、今年度、英語も取り入れ、力を入れていきたいと思えます。

2ページをご覧ください。

19日、中学校バレーボール部島しょ大会。男女ともに島しょ大会を勝ち抜き、見事都大会への出場を果たしました。

23日、神津高校、しらすな寮合同見学会。来年度の神津高校離島留学希望の都内の中学校3年生20名と保護者の方が来島され、神津高校としらすな寮を見学、また個別相談等を行いました。

28日、東京少年柔道・剣道錬成大会（日本武道館）。警視庁の大会で、昨年に続きブロック優勝し、見事3連覇を果たしました。選手の中には、愛らんどリーグからそのまま上京し参加して頑張った児童もありました。

8月4日、島しょ地区公立小中学校教員公募説明会。来年度の島嶼部の小・中学校への異動を希望する先生方への説明会で、7月29日に引き続き第2回目の説明会となります。大島から小笠原村までの小・中学校の校長先生と教育委員会が説明者として出席いたしました。今回のほうが7月29日より規模が大きく、渋谷区の国立オリンピック青少年総合センターにて行われ、多くの島嶼部を希望する先生方が参加されました。

6日、島しょ町村教育委員会教育長先進教育視察（JICA）。東京の市ヶ谷駅近くにあるJICAにて、青年海外協力隊員の活動内容の講演を聞き、施設を見学いたしました。

同じく6日、令和8年度東京都教育予算編成要望（都庁）。来年度予算について、東京都庁において、東京都教育委員会の坂本教育長に対し、重要事項の説明、必要予算について要望いたしました。

18日から20日、奥多摩洋上セミナー来島児童交流。児童・生徒とスタッフの約50名が来島されました。神津小学校児童との交流を行いました。

28日、29日、第3回ホワイトサンドビーチバレーボールカップ。神津島でのバレーボールの普及に尽力いただいた岩本 洋氏の功績をたたえ、一層の普及を図るため、今回第3回目の大会が行われました。昨年は台風の影響により中止となりましたが、今回はとてもよい天気の中、無事開催されました。

30、31日、渋谷区サッカー協会、神津島サッカー振興推進協議会交流事業。姉妹協会となっている渋谷区サッカー協会のスタッフと小学生の約25名が来島され、神津島の児童との交流を行いました。

以上のとおり報告いたします。

それでは続きまして、令和6年度教育委員会の評価・点検報告をさせていただきます。

資料のほうをご覧ください。

初めに、この評価は、教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、毎年度、教育行政事務の点検・評価を実施しているものであります。評価の対象は、教育委員会として実施している六つの重点施策についての評価となります。具体的な流れとしましては、教育委員会事務局による自己評価、それを基にした委員の皆様からの評価をいただくという形を取っております。

それでは、少し飛びまして20ページをご覧ください。

重点施策1「確かな学力を育む教育の推進」というところでは、A B C Dの4段階のうちB評価をいただいております。評価委員のコメントでは、教職員は様々な課題のある中、よ

く指導されている。加配教員などを活用し、学力向上に向けた取組が見られた。しま子屋の継続を望む。学力調査の結果が平均を下回っていることが懸念されるなどの評価でした。

次に、21ページ、重点施策2「豊かな心を育む教育の推進」ではB評価でした。コメントといたしまして、いじめに対する対応は早期発見、未然防止、継続的な体制に取り組むなど、問題解決につなげている。不登校については全国的に増加傾向であるが、そのような状況下でも、関係者が連携を取りながら取り組んでいる。今後も、継続した問題解決に取り組んでいただきたい。また、積極的に他地域との交流が図られているとの意見評価でした。

同じく21ページ、重点施策3「健やかな体を育む教育の推進」では、A評価をいただきました。ただし、児童・生徒の体力は改善の余地があると感じている。また、コーディネーショントレーニングの継続、そして食育事業の農業連携などの取組についての意見評価がありました。

続きまして22ページ、重点施策4「児童・生徒の学びを支える環境づくり」でもA評価をいただきました。施設・設備については、充実した環境整備が進んでいると思われるとの意見で、老朽化対策を含めた施設改修整備や、ICT活用に伴う環境整備などについて評価いただきました。

下の重点施策5「誰もが生き生きと学び、活動する環境づくり」ではB評価となりました。スキー教室、村民大運動会の継続についての意見評価がありました。

23ページ、重点施策6「文化の継承と創造」ではB評価となりました。学校での総合学習等の授業も含め、よい取組が見られる。文化の継承は、神津島村各分野全体で取り組むべき事業、島ではなかなか体験できない都民交響楽団の演奏会がよかったとのご意見をいただきました。

それでは、24ページをご覧ください。

評価委員会からのご意見をいただきまして、今後の取組についてとなります。

中段、(2)主たる取組事業についてになりまして、この四角に囲んだ下の文章が、これから重点的に推進してまいりますという内容となっておりますので読み上げます。

①確かな学力を育む教育の推進。

四角枠の下になります。加配教員などを、特に算数などの少人数教室への配置により、きめ細やかな授業の実践を図りました。

しま子屋については、塾のない本村にとって貴重な勉学、また交流の場となっております。学校講師やボランティアなどによる人材により再開の準備を図り、学力向上につなげます。

また、小中連携協議会では学びの分科会を設け、家庭学習の定着を図ってまいります。

25ページをお願いいたします。

②豊かな心を育む教育の推進。

四角枠の下になります。学校が児童・生徒にとって安全で安心できる居場所となるよう、先生、児童・生徒がちゅうちょなく相談できる信頼関係が重要です。また、一人ひとりの置かれた状況を把握して、引き続き関係者一同情報共有し、対応していきます。

スキー教室や友好都市との交流事業など、学校・家庭を離れ、島外での学年を超えての団体生活、他地域の方たちとの交流は貴重な経験であり、大きな成長につながっております。継続して事業展開いたします。

③健やかな体を育む教育の推進。

体育館施設に空調を整備し、熱中症予防を行いながら、体力の向上を図っていきたいと考えます。

コオーディネーショントレーニングについては、感性や知性の発達、能力向上につなげてまいります。

各種スポーツ教室は可能なものは継続し、各分野の指導力のある講師を招聘して事業を引き続き推進してまいります。

食育事業については、引き続き地場産業等の活用により、工夫して取り組んでいきます。

26ページをお願いいたします。

④児童・生徒の学びを支える環境づくり。

特にこの数年は学校施設、社会教育施設において、台風災害や経年劣化も含め、多くの施設改修を実施いたしました。安全や利用向上の観点からも、引き続き点検、維持補修に努めてまいります。また、新たに体育館施設への空調機新設により、よりよい環境づくりを図ります。

一台端末を含む機器の更新、新たな学習支援ソフトの導入などにより、引き続きICTの効果を発揮できる授業、活用方法を図ってまいります。

⑤誰もが生き生きと学び、活動する環境づくり。

児童・生徒等の情報については、学校運営連絡協議会はもとより、小中高、関係者の連携強化によりさらなる共有化を図り、よりよい学校生活の環境づくりを図ってまいります。特別支援教育については、特別支援教育推進協議会での協議はもとより、基本計画などに基づき、きめ細やかな対応、寄り添った対応をしていきます。

継続の危ぶまれているスキー教室ですが、事業の見直しを図り、継続を図ってまいります。

村民大運動会につきましては、運営委員会を開催し、第47回村民大運動会を実施する旨決定しております。よりよいものが実施できますよう計画していきます。

27ページをお願いいたします。

⑥文化の継承と創造。

郷土文化に触れて理解を深め、愛着を持つことは、将来どこで生活しても、自分らしく生きることの基盤です。

地域人材や教材、資料等の活用を図るとともに、指定文化財のPRの強化や、郷土資料館への児童・生徒等の総合学習授業等での成果物の展示なども行いました。

学校教育・社会教育で、地域の伝統文化・歴史に触れる機会を増やし、神津島の文化の継承を図ってまいります。

以上、要点でありましたが、令和6年度の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（石田隆美智君） ご苦労さまでした。

ここで、教育委員会の評価・点検報告に対する質問等ございましたら質疑してください。

4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 24ページの中段のところの確かな学力を育む教育の推進というところの下に、小中連携協議会では学びの分科会を設けとあるんですけども、この分科会というのは年に何回行われて、どのような話をされているのでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 教育長、清水君。

○教育長（清水一正君） この小中連携協議会、小・中学校の先生方全員が分科会を設けまして、それぞれに所属していただくことになっております。来週には運営委員会がございですが、年間1学期中に1回から2回、分科会や、また4月の当初には全体会、そして主立った管理職と教育委員会、担当の先生を含めた運営委員会等もございしますので、全部では10回弱ぐらいは、全体を通しては会議等に行われるような形となっております。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） その分科会の中で、学力の向上のために家庭学習の定着が重要課題だということのお話なのでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 教育長、清水君。

○教育長（清水一正君） 近年、波はありますが、やはりその学年、またその年度によっては

全国学力調査等で平均点を下回ったりというところがございます。やはり本島におきましては民間の塾もございません。また、ゲームやスマホ等に費やす時間も子供たちは多いというところで、やはり家庭にいる時間、学校が終わってから家庭にいる時間と、また土日を含めて、その時間の中で少しずつでも、そういったゲーム等の時間を家庭学習の時間に振り向けていただく。また、家庭学習を定着するというのは、やはりこの学力を伸ばす上では非常に大きなところかなと考えております。

この学びの分科会も、今年度やはりそういったところが重点だろうというところで設けて、今後どのように、ＩＣＴ等も含めて、家庭学習を定着させていくかというところが、この分科会の一つの大きな目標といたしますか、内容になっていくかなと考えております。

○議長（石田隆美智君） 1 番、小林君。

○1 番（小林正吾郎君） 22ページの重点施策5のところなんですけど、Cの評価を入れている委員さんがいらっしゃって気になる場所なんですけれども、落ち着いた学校生活に対する環境づくりが望まれるというところに対して、よりよい学校生活の環境づくりを図っていくという今後の方針ですけれども、この環境づくりというのは、具体的にはどのようなことを行うんですか。

○議長（石田隆美智君） 教育長、清水君。

○教育長（清水一正君） 小学校のことになりますが、学年によってはやはり少し落ち着きがなかったり、なかなか授業に集中できない、また少しおしゃべりをしてしまったりというところも何人かの児童はいます。やはりそこでＰＴＡ会長も含め、また保護者も含め、見守り支援ということで、1学期のほうは学校のほうに行っていました。開かれた学校ということで、また保護者のみならず、いろいろな方においていただいております。やはり子供たちも、先生以外の方が後ろで見守ってくれているというところは、落ち着く上では大きな力だったかなと考えております。

また、クールダウンと申しますか、授業に集中できない場合は少しクラスから離れていただいて、また個別に対応したりというようなところで集中力を取り戻す、また集中力を欠かないようにというところで取り組んでいるところではございます。

また今後、ＩＣＴなどの活用により、やはりいろいろなそういったところによりよい環境づくりができていくところはあるのかなと思いますが、先ほどのまさに学びの分科会も、そういったよりよい環境づくりの部分を、家庭学習だけではなくて話し合っていきますので、今後いろいろな課題をまた分析しまして、また落ち着いたクラス、状況が取り戻せるような

形にしていきたいと思います。

○議長（石田隆美智君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

ここで10時50分まで休憩といたします。

（午前10時28分）

○議長（石田隆美智君） 休憩を解きまして再開いたします。

（午前10時50分）

◎一般質問

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第4、一般質問を行います。

今定例会には、2名の議員から一般質問が提出されております。

◇ 中 村 親 夫 君

○議長（石田隆美智君） 6番、中村親夫君の一般質問を許可します。

6番、中村君。

○6番（中村親夫君） 議長の許可を得まして、6番、中村が一般質問を行わせていただきます。

今回の一般質問は、別紙及び資料のとおり、第2次神津島村人口ビジョン策定から5年経過しまして今の現状は、そして神津島村デジタル田園都市国家構想総合戦略の取組について及び神津島村の高齢者介護福祉の内容で提出いたします。

なお、詳細については自席で質問をさせていただきます。

○議長（石田隆美智君） 6番、中村君。

○6番（中村親夫君） 神津島村は、まち・ひと・しごと創生総合戦略、国の総合戦略に基づいて、令和2年、2020年3月に第2次神津島村人口ビジョンを策定し、人口の長期的な見通しを検討し、目標人口、令和12年度人口は1,700人となりました。令和7年、今年3月に、これですね、第3次神津島村人口ビジョン及び神津島村デジタル田園都市国家構想総合戦略を策定しました。令和7年の人口は1,737人で、村独自の推計1,784人及び国立社会保障・人口問題研究所の推計1,764人より下回っております。

資料の 1 を参照してください。

神津島の人口は、昭和10年、2,662人、昭和30年、2,784人、これは村の今までの最大人口ですね。昭和40年以降、少しずつ人口の減少が進んでいって、昭和55年から平成9年まで2,300人以上で推移していましたが、その後少しずつ人口の減少が進み、現在に至っております。

なお、全国の地方自治体は、人口の減少と少子高齢化の問題をそれぞれ抱えております。

ここで質問に入ります。

このように、神津島の人口減少についての現状を村長はどのような認識で捉えているのか伺います。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） それでは、答弁させていただきます。

まず、本村の人口減少についての現状ということですが、平成22年の国勢調査、これでは1,889人、直近の国勢調査では令和2年ですが1,855人となっております。この10年間の間に34名の減少となっておるところでございます。一方で、大島管内で比較すると、大島では同じくこの10年の間に1,359名の減、利島では14名の減、新島では442名の減となっておるところでございます。

また、令和元年の国立社会保障・人口問題研究所のこの発表によりますと、令和7年度の神津島の人口は1,637人と推計されているのに対しまして、実際は現状1,737人となっております。

さらに、令和5年の、これ先ほどの国立社会保障、これは社人研と言っておりますが、以降社人研と言わせてもらいます。社人研において、令和2年の本村の人口を100とした場合、令和17年には87.4%、令和32年には80.2%に減少すると推計されていますが、この減少幅につきましては、先ほども大島管内で比較しましたが、この大島管内の中でも一番低い推計となっております。

このようなことから、本村の人口減少は、ほか団体と比較しましても緩やかであると推測されているところですが、議員のご指摘のとおり確実に人口減少が進んでおり、強い危機感を持つとともに、改めて人口減少の抑制と人口増加への取組を進める必要があると、このように認識しておるところでございます。

さらに、この人口減少が行政サービスや様々な生活サービスの縮小など、地域社会の基盤を揺るがし、さらなる流出を引き起こすという悪循環を生み出すことにもなりかねません。

この人口減少の要因ですが、第1に少子化と出生率低下などといった自然的要因、第2に都市部への一極集中などといった社会的要因があると認識しております。

この一つ目の自然的要因におきましては、本村の場合に未婚率の増加や特殊出生率の低迷、高齢化比率の上昇という課題に直面しておるところでございます。そのほかにも不足する住宅問題、子育て環境問題など、様々な問題が複雑に影響して、自然的要因によるこの人口が減少しているところでございます。

そして、二つ目の社会的要因におきまして、様々な要因や問題によりまして人口減少となっていると考えております。

いずれにしても、今現在も人口減少に歯止めがかけられていないところであり、これから未来永劫神津島が存続していくためにも、人口減少の原因や住民ニーズを的確に捉え、あらゆる可能性を排除することなく、そして機を逸することなく行政サービスを強力に展開していくと、このように述べさせていただきます。

○議長（石田隆美智君） 6番、中村君。

○6番（中村親夫君） ただいまの村長の回答を理解しました。

一般論ですけれども、問題・課題が出された場合、何が問題なのか現状を把握・分析して、改善を検討して改善策を実施していく、これが問題解決手法であります。人口減少のテーマは非常に重く、簡単に解決する問題でないということを私も認識しております。

そこで、人口減少の要因について、神津島村の過去10年の人口、出生・死亡、転入・転出のデータを調査しました。

資料4を参照してください。

グリーンで色づけしてある平成30年から令和2年、イエローで色づけしてある令和3年から令和7年を見ると、転入と転出がまさに逆転しております。直近5年間では、転出者が転入者を89人上回っております。また、同じく直近5年間の出生・死亡は、死亡が出生より93人多くなっております。結果的に5年間で182人の人口が減少しております。

ここで質問に入ります。

転入・転出者のデータを見て、転出者が多くなった理由を分析してみたいかがでしょうか。

また、出生についても、令和元年から令和7年において、平均9.4人であります。婚姻数が減少している現状では、村は出会いと結婚への支援として出会いの場づくりを推進しておりますが、今年はこのように9月と11月に一般社団法人シマクラス神津島によりご縁会 in

神津島を予定しております。このような計画を実施していったら、何組かでも婚姻が成立して出生につながっていけばいいのではないかと考えます。村長の所見を伺います。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） それでは、答弁させていただきます。

このご質問にある人口流出ですが、これはまさに先ほど述べさせていただいたこの社会的要因にあるもので、その背景には様々な理由があり、とても複雑であると、このように考えておるところでございます。

その上で、内閣府から提供されている地域経済分析システム、このデータによりますと、本村の場合には転出超過、これ転入より転出が多いということでございます。この転出超過となっているのは男女とも進学や就職する年代であり、逆にこの転入超過、転入のほうが多くなっているのは結婚や子育てなどを機に男女とも30代前後が多くなっています。しかし、5年前と比較すると、進学や就職などの年代における転出超過数が増加しており、逆に30代前後における転入超過数は減少してきております。特に男性につきましては、30代前後の転入超過数の減少が顕著となっておりますところでございます。

さらに国勢調査のデータによりますと、本村の未婚率が男性と女性ともに増加傾向にありまして、特に20代と30代の未婚率が高いという傾向となっております。

これらのデータから読み取れるのは、本村の仕事環境や結婚しやすい環境、子育て環境などが人口流出の一つの要因と考えられているところでございます。

一方で、第3次人口ビジョン総合戦略の策定時に実施しました住民アンケートにおきまして、人口減少に歯止めをかけるために必要な施策はということに対しまして、仕事環境の改善や子育て環境の改善、住宅問題の改善などの回答が多い結果となっております。

これらの各種データと住民の声などの分析結果を踏まえて、本村ではその対策として婚活事業、結婚祝い金、出産祝い金、保育料の無料化、給食費の無料化など、出会いから結婚、妊娠から出産、子育て環境の改善はもちろん仕事環境や住宅問題など、それぞれの課題解決に向けて様々な施策を展開しているところでございます。

そこで、質問にありましたご縁会ということでございますが、これ結婚事業、婚活事業ですね。本村ではこれまで複数回にわたり実施してきた事業でありまして、この事業を通してご結婚なされた方もいらっしゃいます。それなりの成果があったと認識しておるところでございます。

一方で、先ほど答弁させていただいたとおり、結婚しやすい環境を整える必要もあります。

具体的には仕事環境の問題や子育て環境の問題、そして住宅問題などなど、これらの諸問題を同時に解決していかなければならないのが現実となっております。

このような状況下におきまして、今後の婚活事業につきましては、これらの複合的な課題解決とともに、住民ニーズを踏まえて、その事業効果が最大限発揮できるよう総合的に判断していきたいと考えております。

さらに、令和5年度から展開しているサステナブル・アイランド創造事業におきましては、各種データを一元的に管理・分析できるプラットフォームを構築する予定となっておりますので、そこから得られるデータを分析・活用していくことで人口減少問題の解決に向けた施策展開を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石田隆美智君） 6番、中村君。

○6番（中村親夫君） ただいまの村長の答弁、人口減少の要因の問題解決のため、さらにご尽力してください。

次の質問に入らせていただきます。

神津島村デジタル田園都市国家構想総合戦略の基本目標1では、産業の振興と就業者（担い手）の確保、基本目標2では交流人口と関係人口の増大を掲げています。

漁業については、平成16年頃から始まったキンメ漁も、21年経過しまして、資源の減少が現実的になってきました。そこで、キンメ漁の新規就業者、これはほとんどIターン漁師なんですけれども、それについて調査しました。

資料2を参照してください。

新規就業者は、平成18年から現在まで12名となっております。そのうち、乗り子から独立して持ち船を取得した船が5隻となっております。また、キンメを主な生業としている船は47隻あって、69名が就業しております。Iターン漁師が活躍しているのが現状であります。

そして、平成16年頃から本格的にキンメ漁が始まっていて、大きく漁獲高が上がりました。平成26年から令和6年まで、11年間、10億円前後の漁獲高を維持しております。これ資料2にグラフがあります。

また、観光業については、資料3のとおり、神津島村の星空保護区認定のまちづくりの効果が現れ、神津島の認知度が向上して来島客の増加が見込まれると思いましたが、しかしながら、本年からゴールデンウィークと夏季7月、8月の高速船による熱海―神津島航路がなくなって、来島者の減少が懸念されました。

ちなみに、これも調査しましたけれども、今年の7月、8月の来島者の実績ですが、7月はさるびあ丸2,328人、高速船1,204人、フェリーあぜりあ483人、新中央航空の飛行機が1,154人で、合計7月は5,169人で前年比87%でした。しかしながら、8月はさるびあ丸4,192人、高速船2,568人、あぜりあ丸818人、飛行機1,295人で合計8,873人で前年比107%でした。7、8月をトータルすると、来島者は1万4,042人で前年比99%、前年並みでした。8月の来島者を見ると、さるびあ丸が前年同月比117%、高速船119%、下田便あぜりあ202%と増えておって、熱海―神津島航路がなくなった分を東京からの定期船、高速船、下田からのあぜりあで来島者がリカバリーして、前年と同じような来島者があったと言えます。

そして、観光ですが、神津島は陸・海・空、花の百名山の天上山、広い砂浜と青い海、そして世界が認めた星空と観光資源が三拍子そろっていて、観光については将来の展望があります。

質問に入ります。

基本目標2の主要施策2に、若者の移住・定住の促進、施策として(2)移住・定住への環境づくりを挙げております。今後の神津島を見据えた産業としては観光業に展望があるので、若者が島での就業、例えば空家改修してゲストハウス、飲食店経営などを行うために移住者の住居確保などの施策を講じたらと考えます。村長の所見を伺います。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） 答弁させていただきます。

まず、答弁の前に、様々な詳細なデータを提供していただきましてありがとうございます。このデータをまとめるには相当の時間を費やしたのではないかなと思っております。頂いたデータにつきましては村のほうの行政のほうでも使わせていただきたいと、このように思っております。

それでは、答弁ですが、このご質問にありましたゲストハウスの経営や飲食店経営などの起業による移住につきましては、第1に起業する際の初期投資、第2に持続可能な事業の経営、第3に住宅問題など、様々なハードルがあると認識しておるところであります。これらを一体的に支援して、ハードルを少しでも下げてあげることで移住につながると考えております。

このうち、第1の起業する際の初期投資では多額の費用が発生することから、本村では新規開業支援資金利子補給を行っており、また東京都島しょ振興公社では地域振興補助などが用意されております。

第2といたしまして、持続可能な事業経営ですが、本村が魅力的な観光地として地域づくりがなされていることが経営の前提になると考えておるところでございます。そこで、本村では、先ほど質問2の中でも答弁させていただきましたが、サステナブル・アイランド創造事業におきまして、神津島の認知度向上や関係人口ですね、この魅力の拡大、観光客の誘致と顧客満足度の向上を目的に、観光アプリ、ファンクラブサイト、ライドシェアサービスなど、このようなソフト面のほかに、島内においても複合観光施設といったハード面の整備を行うことで、観光産業が一つの職業として成り立つように事業展開を図っておるところでございます。

そして、第3の住宅問題ですが、その対策として住宅改修補助や空家バンク制度を展開しているところでございますが、住宅改修補助はこれまでに9件が利用されましたが、空家バンク制度に至っては現在登録件数がない状況となっております。つまり、これは家を貸したいという方がいない、このような状況ですね。常日頃からこれは言われているわけですが、お盆に帰ってくるとか、また正月に帰ってくるとか、荷物が置きっ放しだから貸せないとかというような原因が主な要因となっております。

一方で、役場において民間住宅を借りている職員がいることや、島外からの職員採用が増えている状況を踏まえて役場職員住宅を建築したところであり、これが少しでも住宅不足の緩和と住宅確保につながればと考えております。

いずれにいたしましても、住居が不足していることから、将来的には住宅改修の補助を拡大するとか、今後究極的な考えですが、村が移住者を想定した住宅を建築するとかという、これらの解決方法も考えられるところでございますが、この場合財政運営ですね、これらの影響が極めて大きいことがあります。これからの住宅問題だけを解決したとしても、またそれ以後の持続可能な事業経営ができる環境整備、そして具体的には神津島において観光産業の基盤の確立が図られていないと移住や定住につながらないと、このように考えております。

複合的な要因が複雑に関係し合っておりますので、引き続き様々な課題を冷静に見極めて、それぞれの施策をバランスよく展開していくことで移住・定住の促進を図ってまいりたいと、このように思っております。

○議長（石田隆美智君） 6番、中村君。

○6番（中村親夫君） 村長の答弁、よく分かりました。

次の質問に入らせていただきます。

がらっと変わりました、本年の3月18日にシマフク、これは有志による福祉ボランティア

ネットワークで、小泉裕一保健センター理学療法士、山田尚樹グループホームこうづ施設長が共同代表、主催によるシマフク島民フォーラムが開催されました。

テーマは自宅死についてで、3名の講師が来島しましてレクチャーを行いました。この1人は、以前やすらぎの里の看護師として五、六年ほど神津島にいらっしゃった方が入っております。

神津島村は、過去5年間の自宅死の割合を見た全国調査で常に10位以内に含まれております。病院や施設で亡くなることが当たり前となった日本社会において、希有な地域であることが示されました。神津島村の高齢者は、特養ホーム、そして特養ホームに準じた施設である村がやすらぎの里に委託しております高齢者生活支援ハウスがあって、みとりまでのパスウェイ、パスウェイというのはみとりまでのプロセスですね、亡くなるまでのプロセスがしっかりしていて、高齢者を島で支える流れが明確であると。

神津島村の終末ケアの強みについて、地域包括システムの可視化、そして社会資源の少なさを保健センターや潮彩の会、社協、民生委員などが重層的な連携でカバーしている。そして、神津島では、自宅みとりを支える人々の価値観として、自宅みとりを継続する文化の強さがあると講演しました。

地域包括システムとは、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のことです。

ここで村長に伺います。

神津島村高齢者介護福祉の現状について、村長の見解を伺います。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） それでは、答弁いたします。

現在の神津島村の高齢化比率でございますが、令和7年8月1日の時点でございますが、村の総人口が1,722人に対しまして、604人の35.08%となっております。しばらくは600人前後で横ばいに推移するものと予想されています。

また、介護保険の介護認定者数は、同時点、8月1日ですが100人となっております、5年前の同時期から約30%の減となっております、減少傾向となっております。これは介護サービスを利用される方が減っている、すなわち高齢者の皆さんが自立されていて元気であるということになってくるのかと思います。

自立されて元気である、これらの要因ですが、神津島村の介護予防事業や健康増進事業の

成果ではないかと、このように考えております。神津島村の高齢者介護福祉の現状ということでございますが、議員が述べられるように、神津島村では特別養護老人ホームで特養36、そしてショートが4、介護保険サービスのデイ・サービス、ホームヘルプサービスなどのサービスが提供されておるところでございます。また、高齢者に対しまして、安心して健康で明るい生活を送れるよう、高齢者及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とした生活支援ハウス事業も併せて実施されているところでございます。

高齢者に求められるサービスは、その方の心身の状態や取り巻く環境によりまして一人ひとり違ってまいります。先ほど申しましたサービスをどの段階でどの程度必要とするか、その見極めが大変重要となっておるところでございます。このサービスを必要とする状況を見極めるために、神津島村では介護、医療、福祉などの関係機関が集まり、頻繁に情報交換を行い、迅速かつ包括的な支援につなげる体制が構築されております。これは全国的に見ましてもとても特異なことで、先進的な地域に位置づけられていることだと考えております。

介護は介護を必要とする高齢者とその家族だけの問題ではなく、現在介護を必要としない元気な高齢者、また家族に介護を必要とする人がいない場合におきましても将来的には関わらなければならない問題であると、このように認識しております。

このようなことを踏まえると、高齢者の心身の状態を的確に把握し、介護のみならずその状態の改善、悪化防止の予防を含めきめ細やかなサービス提供を行い、高齢者の自立を支援していかなければならないと考えております。また、介護や見守りを必要とされる高齢者の方が、いつまでもやすらぎの里の中で安心して生活が営めるような環境づくりも重要となってまいります。

神津島村では、「誰もが健やかで、生き生きと活力ある島づくり」をスローガンとして掲げております。今後も引き続き介護保険事業、高齢者保健福祉事業を地域全体で互いに協力し、高齢者の皆様が生きがいを持ち、心のゆとりを持ちながら、健やかで、生き生きと活力ある島づくりを目指してまいりたいと、このように考えております。

○議長（石田隆美智君） 6番、中村君。

○6番（中村親夫君） ちょっと村がやすらぎの里に委託している高齢者生活支援ハウスについても一言説明させていただきます。

この高齢者生活支援ハウス、定員11名なんですけれども、平成8年に開設しました。その当時は65歳以上の独り暮らしの方が居住生活をしておりました。要支援等ない方ですね。元気な方です。しかしながら、年月がたって、ご利用者に要支援がつくと退去せざるを得なく

なって、平成23年には入居者が1人となりました。

そこで、当時、村とやすらぎの里は、東京都の福祉局など関係機関と意見交換を行って、要支援1・2、要介護3程度の方も24時間介護サービスを受けることができる施設にしました。そして、高齢者生活支援ハウスは、在宅と特養をつなぐ中間施設としての役割を果たしております。

なお、このような施設は東京都にもう今ないのかなと思います。あと、他島にはなくて、神津島村は特に高齢者介護福祉に力を注いでいる、このように言えるのではないかと私は考えます。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（石田隆美智君） これで6番、中村親夫君の一般質問を終わります。

ここで1時30分まで昼食休憩といたします。

（午前11時30分）

○議長（石田隆美智君） 休憩を解きまして再開いたします。

（午後 1時30分）

◇ 清 水 勉 君

○議長（石田隆美智君） 午後から、企画財政課課長補佐、清水国光君が出席しております。

引き続き一般質問を行います。

3番、清水 勉君の一般質問を許可します。

3番、清水君。

○3番（清水 勉君） 議長の許可を得まして、3番、清水が令和6年度地域防災計画について一般質問をさせていただきます。

詳細については自席にて行わせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（石田隆美智君） 3番、清水君。

○3番（清水 勉君） それでは、令和6年度地域防災計画について一般質問を行います。

まだ記憶に新しい、昨年1月1日に発生の能登半島を襲ったマグニチュード7.6、最大震度7により241名の貴い命が失われました。

同じく同年8月8日、宮崎県日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生、その際に南海トラフ地震臨時情報の発表がありました。何事も起こらず、1週間ほどで呼びかけ

は終了しました。

さらには、今年に入ってから、日本列島、北は北海道から南は九州地方まで地震が多発している状況で、九州トカラ列島では6月末から震度6弱をはじめ数千回の地震に見舞われ、一部島民が島外へと避難するといった状況があったところです。

神津島も平成12年発生の震度6弱の地震から今年で25年目となり、ご承知のように、その間大きな地震は発生しておりません。

天災は忘れた頃にやってくるとよく言われますが、起きないことを願うばかりです。

さて、昨年度、神津島村地域防災計画が新たに作成されました。その防災計画の中から、気になった点についてお伺いします。

質問1として、避難所におけるプライバシー対策についてお伺いします。

近年、様々な災害における避難所生活でのストレス等によるトラブルが大きな問題となっています。多くはプライベート空間が保たれていないために着替えができないことや、トイレの問題、さらには就寝の際における雑音などで眠れぬ日々が続くなどがストレスとなり、それらが思いもよらぬトラブルへとつながっているのではないかと思います。避難所生活におけるストレス緩和や安全・安心を提供することは、最も重要なことであると認識します。

今回の防災計画では、避難所におけるプライバシー対策としての記述はされておきませんが、計画の中で避難所管理運営マニュアルを作成するとしています。その中でプライベート空間が設けられ、対策に必要な、例えば簡易テント等の備えが図られるものと認識します。村長の所見をお伺いします。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） それでは、答弁させていただきます。

まず初めに、7月30日午前8時25分頃ですか、発生しましたロシア・カムチャッカ半島付近を震源とするマグニチュード8.7のこの地震の影響によりまして、同日の9時40分に津波警報が発令されました。この際には、生きがい健康センターを一時避難所として即座に開設、住民、そして観光客の皆様約90名を受け入れたところでございます。適切に対応し、18時40分の津波注意報に切り替わった段階で、全ての避難者の方が戻られたことをここで報告させていただきます。

さて、議員ご指摘のご質問についてですが、本村では神津島村災害時備蓄計画、これに基づきまして備蓄品の入替えや補充を行っております。これにつきましては、あくまでも津波による被災者を想定しており、この計画の中では、予定被災者400名が1週間程度生活する

上での最低限の備蓄品を確保するとしております。

また、東京都が策定した東京都地域防災計画では、南海トラフ地震等により島しょ地域の港湾施設が甚大な被害を受けることで、一定期間、生活物資輸送が滞ることが想定されることから、全島民が発災後、被害があつてからですね、全島民が発災後、少なくとも1週間程度の食料品が確保されるよう、計画的に都からの委託を受けて実施しております。

いずれにしても、備蓄品の主なものは食料品や毛布、携帯トイレを含む衛生用品などであり、議員ご指摘のプライベート空間を創出するような簡易テントやパーティションなどの間仕切り類、簡易トイレなどは十分な数は確保されていないのが現状でございます。

議員がおっしゃるとおり、昨年度、神津島村防災計画が新たに策定されました。また、能登半島地震の課題から、地方自治体をはじめとする関係機関が避難所の在り方を見直しておるところであります。

議員ご指摘のプライベート空間の確保につきましては、避難所生活の心身への負担などが原因によって、災害関連死に大きく影響していることは十分理解しておるところでございます。

一方で、これら備品類を保管する備蓄倉庫の配置計画や、それらをコーディネートするマンパワーの問題など、発災時に速やかに実行できるのかという課題もございます。しかしながら、本年3月、東京都も避難所運営指針を出しております。避難所の基準を示しております。これらを参考にして、今後避難所運営マニュアルを早急に策定したいと、このように考えております。

○議長（石田隆美智君） 3番、清水君。

○3番（清水 勉君） 私も、数十年前になるんですけれども、豪雨の際、地滑り危険地域の下のほうに住んでいることもあつて、一度だけ生きがい健康センターに避難した経験があります。避難した方は3家族ほどでしたが、その際に家族ごとの仕切り等はなかったと記憶しています。今はどうか分かりませんが、避難所での環境が避難者の健康問題を引き起こすおそれもありますので、これらの重要性を考え、マニュアル作成に生かしていただければ幸いです。

続きまして、質問2として、自助による住民防災力の向上における災害保険について伺います。

いざ災害が発生しても、1人で迅速に対応することは簡単ではありません。しかし、日頃から防災について考え、備えておくことが、突然の災害に見舞われても自分自身を守ること

につながります。

防災計画では、「自助による住民の防災力の向上」の中において、村ではハザードマップなど各種媒体を活用し、住民が自ら考え、各家庭における備蓄などの防災対策が万全となるよう自助による防災力の向上の取組を進めるとし、風水害、地震・津波、各種災害共通を柱に、21項目の自助として財産や生命を守る行動、地域への貢献度等が掲げられています。

その中の一つに、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の必要性を説いていると私は解釈しています。災害保険は、自助として中でも大切な一つであると考えます。ちなみに、災害における個人の被害補償については、被災者生活再建支援法に基づいて被害の程度によって支援を受けられますが、ご承知のように被害総額の全額とはならないので、支援額の不足分や災害によっては支援の対象外となることもあり得るので、加入の大切さを併せて自助努力、21項目の各種媒体を活用し、積極的に周知を行っていただきたい。村長のお考えを伺います。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） それでは、答弁させていただきます。

まず、第1点目の中でプライベート空間を保てるものということで、現在は数は少ないんですけれども20張りほど用意してありまして、何度か使われておりますことをここで申し上げておきます。

それでは、答弁いたします。

近年、国内外で大地震や大規模風水害が頻発するなど、自然災害リスクへの懸念が高まっております。特に首都直下型地震、そして南海トラフ地震はいつ発生してもおかしくない、このような状況だと言われている中で、本村といたしましても全ての村民の皆様の被害を未然に、あるいは最小限に防ぎ、生命と財産、暮らしを守ることが最優先事項であると、このように考えております。

本村におきましても、地震や台風、津波など、自然災害発生時に家屋の倒壊や一部損壊は当然のこととして危惧されるところです。また、実際にそのような事例も起こったところです。仮に家屋が被災した場合に、建築資材ははじめあらゆるものが現在物価高騰、これを再建することは容易ではなく、大変な精神的負担と財政的負担を強いられることとなります。

議員が述べられますように、平成10年5月に成立した被災者生活再建支援法によりまして、被災の程度により支援金が支給されることとなっておりますが、最高額でも200万円と、その後変更がなければ200万円ということでございまして、家屋再建のためには一桁違うほど

の資金が必要となってまいります。

このことから、議員が述べられるように、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えなどは大いに必要なことだと思われますので、今後神津テレビや全戸配布の資料などによりまして災害時の住民による自助の防災力向上、自助努力の周知を図っていききたいと、このように考えております。

○議長（石田隆美智君） 3番、清水君。

○3番（清水 勉君） ありがとうございます。ちなみに、火災・地震保険の全国的加入率は70%を超えていることが報告されています。特に災害経験のあるところでは80%から90%になっているようです。やはり災害等を目の当たりにしての保険加入の重要性を認識されての結果ではないかと思います。

最後に、質問3として、地震・津波等における下水道対策についてお伺いします。

下水道が整備されている本村において、南海トラフ地震による津波が予想どおり25メートル以上となった場合、海岸に面している処理施設の水没は免れなく、このような事態となった場合、復旧には相当な期間が必要となることが想像されます。この件について施設の職員にも確認していますが、被害想定は同様の意見がありました。

また、津波が予想以上に小さく、処理施設の被害が最小限となった場合においても、前浜、港、さわら地区3か所のポンプ施設の被害が免れず、たとえ水利があってもポンプ施設や処理施設が稼働しない限り、各家庭での使用やマンホール型トイレ等の使用は困難ということでもあります。

マニュアルでは、処理場の施設が甚大な場合、前浜ポンプ場も被害を受けているため、被害を受けていない標高のマンホールでくみ取り作業を行うとしています。さきに言いましたように、前浜ポンプ場と処理場が復旧しない限り、このような行為は無理と思われます。船舶による搬出は現実的に無理と思われる中、復旧されるまでの処理方法について、村長の所見をお伺いします。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） それでは、答弁させていただきます。

津波襲来時、下水処理場が使用できなくなった場合のし尿処理の対応ということでございますが、確かに議員が述べられているとおり、最大想定 of 25メートル以上の津波でないにしても、海岸線の低位置にある処理場は被災し、機能不全、使えなくなる可能性が大いにあります。また、東京電力の被災によりまして使えなくなるということも想定されます。

これからの答弁でございますが、処理場が使えなくても給水はできていると、簡易水道が通っていると使えているというような想定の下にお話しさせていただきますが、現在本村では台所や洗濯、お風呂場等の生活排水処理及びトイレのし尿処理、これにつきまして、この全体でこれらの85.47%を農業集落排水施設、処理場で処理しているところでございます。

この災害時のトイレの使用につきましては、国のほうもこれ国土交通省の水管理・国土保全局下水道部からということで、災害時のこれがそうなんです、この黄色い本が。災害時のトイレマニュアルとしてこれが出されているものでございまして、この中ではもう下水処理場は使えなくなるという想定が明記されております。ですから、その際には基本的に被災状況によってマンホールトイレと、この中ではですね、この中ではマンホールトイレとか仮設トイレ、簡易トイレが紹介されておるところでございます。

しかしながら、先ほど議員がおっしゃられたように、本村においては処理場は1か所でありますし、マンホールトイレは処理場に直結するために使用できなくなる可能性があります。また、仮設トイレなど容量の、これは小さな、よくイベントやなんかで使われる仮設トイレ、これらはやはり容量に制限があるために現実的ではないということでありまして、そのような中で現在は簡易トイレということで消臭力、そして水分の吸収に優れた災害用の簡易トイレというものが開発されておりました、これが最も有効的、効果的なものなのかなと考えておるところでございます。

いろいろな商品が紹介されておるんですけども、これらの商品については1回セットするとし尿6回から7回使用できると。使用した後はいろいろ混ぜ物をして、臭いとかそういうものを消臭して、これは可燃物として処分できると、このようなものでございます。ですから、実質的にやはりこのような対応をせざるを得ないのかなと、このように思っておるところでございます。

また一方、このし尿以外の雑排水ですが、当然水が使えていればといいますか、生活していく中で、やはり台所とか洗濯とかお風呂とかというものが当然使われるのかなと思っております。やはり住民が島内で生活する以上は、この食事、洗濯、お風呂で大量の水が使用されてきます。

その中で処理場使用が制限されているわけですけども、ではこれをどうするかということですが、緊急措置として家庭雑排水が処理場に流入する前ですね、処理場のほうはいろんな意味でもうそれ以上の水が行ってしまうと、今度は電気系統がやはり駄目になってしまいますので、その処理の水が流入しないように処理場の手前でバルブ等を設置して、切り替え

て最小限の滅菌等を行って一時的に海岸、海水に放流すると、このような方法も取れるのではないか。実際こういう方法が東日本大震災の際にも取られているということでございまして、ただこれらにつきましては専門技術として環境に対する配慮等を東京都や国へ相談、検討した上で対応していきたいと、このように考えておりまして、やはりこの災害がいつ起こるか、それこそあした起こってもというようなことも考えられますので、こういう一時的に切り替えて放流できるというようなことであれば、これを早急に実施していくような予算組みをしていきたいなど、このように考えております。

○議長（石田隆美智君） 3番、清水君。

○3番（清水 勉君） 私も、最終的には簡易トイレからポータブルトイレで凝固剤を使用した形でやったらというふうに考えたりしています。ただ、凝固剤を使用した場合は保管場所が問題になってきますので、すぐ焼却できればいい話ですけれども、そういう問題もあるということです。

最後になりますが、最近も日本列島で小規模な地震が頻発していますが、今年の1月と3月に政府からの発表で、南海トラフ地震の発生確率、死者数、家屋倒壊の被害想定が見直されました。明日にでも起こり得る状況は変わっておりませんので、住民の安心・安全のため、ぜひ万全な備えをお願いしまして私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（石田隆美智君） これで3番、清水 勉君の一般質問を終わります。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第5、同意第2号 「神津島村教育委員会教育長の任命について」を議題とします。

この案件は清水教育長に関わる案件でありますので、清水教育長の退場を求めます。

（教育長 清水一正君退席）

○議長（石田隆美智君） それでは、提案理由の説明を前田村長に求めます。

村長、前田君。

○村長（前田 弘君） それでは、同意第2号、神津島村教育長の任命提案理由の説明をいたします。

清水現教育長が9月30日をもって任期満了となることに伴い、2期目も継続して選任提案するものでございます。

現清水教育長は、本村の教育行政を推進するほか、東京都島しょ町村教育委員会教育長協議会会長として東京都島嶼全体の教育行政の推進に取り組んでおります。引き続き神津島村教育長としてふさわしい資質を備えているものと判断いたしまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条により提案させていただきました。

なお、任期につきましては、令和7年10月1日から令和10年9月30日までの3年間となっております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑してください。質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論してください。討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（石田隆美智君） なければ討論なしと認めます。

ここでお諮りします。

日程第5、同意第2号 「神津島村教育委員会教育長の任命について」 採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

本件に同意することに賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（石田隆美智君） 挙手全員です。

よって、日程第5、同意第2号 「神津島村教育委員会教育長の任命について」 は同意することに決定いたしました。

ここで清水教育長の入場を求めます。

（教育長 清水一正君着席）

○議長（石田隆美智君） ここで清水教育長の挨拶を許可します。

教育長、清水君。

○教育長（清水一正君） 前田村長からの任命案件にご同意いただきまして、感謝申し上げます。

引き続き学校教育の推進、社会教育の振興に尽力してまいりますので、今後とも皆様のご指導、ご支援をどうぞよろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

◎同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第6、同意第3号 「神津島村教育委員会教育委員の任命について」を議題とします。

提案理由の説明を前田村長に求めます。

村長、前田君。

○村長（前田 弘君） 同意第3号、神津島村教育委員会教育委員の任命に係る提案理由を説明いたします。

今回、これから行われる同意4号と併せまして、現在委員である土谷清春氏、松浦 司氏両名の任期満了に伴うものとなります。

今回提案している梅田文美恵氏は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第5項に規定する児童・生徒の保護者であり、これまで父母の会会計事務や小学校の文化部部長、また神津高校の学年理事役員などPTA保護者等として多くを担ってこられ、経験は豊富で、教育委員として適任者であり、今回提案するものであります。

任期につきましては、令和7年10月12日から令和11年10月11日までの4年間となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

同意第3号については質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論してください。討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（石田隆美智君） なければ討論なしと認めます。

それでは、日程第6、同意第3号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（石田隆美智君） 挙手全員です。

よって、日程第 6、同意第 3 号 「神津島村教育委員会教育委員の任命について」は同意することに決定しました。

◎同意第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第 7、同意第 4 号 「神津島村教育委員会教育委員の任命について」を議題とします。

提案理由の説明を前田村長に求めます。

村長、前田君。

○村長（前田 弘君） それでは、同意第 3 号に引き続き、同意第 4 号、神津島村教育委員会教育委員の任命提案理由を説明いたします。

提案している松村慶太氏は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 5 項に規定する児童・生徒の保護者であり、これまで小学校 P T A 副会長を歴任され、社会福祉協議会や交通安全協会の幹事、また商工会理事役員、そのほかまた村の国民健康保険事業の運営協議会委員等も担っておりまして、様々な経験からの視点を有し、教育委員として適任者であり、今回提案するものであります。

任期につきましては、令和 7 年 10 月 12 日から令和 11 年 10 月 11 日までの 4 年間となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑してください。質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論してください。

（発言する者なし）

○議長（石田隆美智君） 討論なしと認めます。

それでは、日程第 7、同意第 4 号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（石田隆美智君） 挙手全員です。

よって、日程第7、同意第4号 「神津島村教育委員会教育委員の任命について」は同意することに決定いたしました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第8、議案第36号 「損害賠償の額の決定及び和解について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、鈴木君。

○総務課長（情報通信課長兼務）（鈴木 敦君） 議案第36号 「損害賠償の額の決定及び和解について」ご説明させていただきます。

東京地方裁判所令和5年（ワ）第14369号損害賠償等請求事件について裁判所の和解勧告により和解をしたいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

1、相手方。山田勝美外2名。

2、損害賠償の額。1,900万円。

3、和解条項の概略。

（1）神津島村は、相手方らに対し、本件和解金として次の金員、合計1,900万円を相手方指定の口座に支払う。

（2）神津島村は、相手方らに対し、前項の金員を、令和7年10月31日限り、相手方指定の預金口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は神津島村の負担とする。

（3）相手方らは、神津島村外1名に対するその余の請求をいずれも放棄する。

（4）相手方らと神津島村との間には、本件に損害賠償のほか、一切の債権債務関係がないことを確認する。

（5）訴訟費用は各自の負担とする。

理由。

損害賠償等請求事件について和解を成立させたいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、この案を提出するものでございます。

なお、詳細については別紙記載のとおりです。

以上、説明を終わります。

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑してください。

4 番、鈴木君。

○4 番（鈴木佑典君） 裁判所からの和解勧告ということなんですけれども、こちらは当事者が合意したという認識でよろしいでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） この和解に関しましては、当然のことながら裁判所が和解の提案を出して、この4年間近くの間には様々なそれぞれお互いの言い分があった中で、裁判所が提案したとおりの和解ということで納得されたから出しているんであって、村が一方的にこれを提案しているものではありませんので、そこら辺をご理解いただければと思います。

○議長（石田隆美智君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論してください。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（石田隆美智君） なければ討論なしと認めます。

議案第36号の採決については挙手により行います。

それでは、日程第8、議案第36号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（石田隆美智君） 挙手全員です。

よって、日程第8、議案第36号については、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第9、議案第37号 「神津島村道路法面改修工事（村道14号線）請負契約」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋寛規君） それでは、議案第37号 「神津島村道路法面改修工事（村道14号線）請負契約」についてご説明いたします。

本案は、令和7年8月28日、指名競争入札による請負契約につきまして、契約の締結に当たり議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案書の別紙をご覧ください。

- 1、契約の目的。神津島村道路法面改修工事（村道14号線）。
- 2、契約の方法。指名競争入札による契約。
- 3、契約金額。1億3,959万円。
- 4、契約の相手方。弁天丸建設株式会社。
- 5、工期。契約締結日の翌日から130日。
- 6、支出科目。一般会計、（款）土木費、（項）道路橋梁費、（目）道路新設改良費。

なお、事業の詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

○議長（石田隆美智君） 建設課長、鈴木君。

○建設課長（鈴木文憲君） それでは、議案第37号 「神津島村道路法面改修工事（村道14号線）請負契約」の工事概要についてご説明させていただきます。

施工箇所ですが、村道14号線温泉保養センター駐車場付近延長60メートルが施工範囲となります。

施工理由ですが、平成30年に実施しました神津島村法面詳細点検及び長寿命化計画更新委託により、塩害及び経年劣化で更新が必要と診断されました村道14号線法面保護施設の更新工事4か年計画の3年目となります。

ここで、会議資料1ページ目、計画平面図をご確認ください。

工事概要としましては、ポケット式落石防護網設置工、施工延長60メートル、施工面積3,097平米の張り替え工事となっております。

会議資料2ページ目は標準横断図となります。

今回、更新工事における平均直高は55メートル程度となります。

続きまして、3ページ目のポケット式落石防護網展開図をご覧ください。

使用材料につきましては、塩害対策費用として変性飽和ポリエステル樹脂塗装を施します。この塗装により、既設施設の耐用年数約16年に対し、新材料につきましては耐用年数約35年と、おおよそ2倍程度延伸されます。

塗装色につきましては、前年度同様のダークブラウンを採用しております。

なお、工期については130日、契約のご承認がいただけた場合、本日が契約日となり、明日9月10日が着手日となり、工期の最終日は3月30日となります。

以上、説明を終わります。

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑してください。

3番、清水君。

○3番（清水 勉君） 資料の1ページなのですが、これ一番下側に大きな石があるわけですが、その石をくるむ形で施工はされるのでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 建設課長、鈴木君。

○建設課長（鈴木文憲君） 駐車場付近にあるあの大きな岩盤なんですけれども、そこはくるまないで施工します。

以上です。

○議長（石田隆美智君） 3番、清水君。

○3番（清水 勉君） では、地震が来てももうその石は動かないということで、そのまま放置するということですか。

○議長（石田隆美智君） 建設課長、鈴木君。

○建設課長（鈴木文憲君） 今回の工事の概要というか目的が既存の施設の更新工事となりまして、新たなそういった障物に対しての何か手当てをするという工事ではないので、今回の工事はあくまで更新工事という形で行います。

以上です。

○議長（石田隆美智君） 3番、清水君。

○3番（清水 勉君） 今の件は分かりました。

この石が動かないと、そういう調査はやったことはあるのでしょうか。大丈夫なんですか。

○議長（石田隆美智君） 建設課長、鈴木君。

○建設課長（鈴木文憲君） ちょっとその今の岩盤について大丈夫か、安全かというところは確認できておりません。ただ、やはり過去そういった話題も出ましたので、今後ちょっと危険か安全かというところは建設課でも協議して判断したいと思います。

以上です。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） この部分の施工に関しましては、平成12年の地震があったときに崩れた場所ございまして、その平成12年のときの地震の震度で言いますと震度6弱ということでございまして、そのときにも実際動いていないという事実がございます。

また、この地震があったときに、全部のもうほとんどの箇所を専門業者に入って調査をしております、その時点ではこの部分については大丈夫だということで施工がされていないということでございます。

また、もし今後何らかの形で必要であれば、それらの調査を実施してもいいのかなと、このように考えております。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） この工事期間中の通行止めの有無というところと、あと工事期間中はもちろん多分駐車場のスペースにもなっていると思うんですけども、そちらはやはり駐車できないという状況でしょうか。

○議長（石田隆美智君） 建設課長、鈴木君。

○建設課長（鈴木文憲君） 今ご質問のあった通行止めに関しては、まず既設の網を撤去するために落石のおそれがあるので、通行止めはいたします。ただ、期間等につきましては今後受注者とスケジュール調整して決めるため、現時点ではまだ決まっておりません。

駐車場なんです、ちょっとこちらもやはり危険なので、止めることはできないという形で村民の方には周知したいと思います。

以上です。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） 先ほどの答弁の中で言い忘れた、漏れた部分がありますので、この赤いネット部分の下は岩盤になっているわけですけども、もともとこの岩盤のところは相当な亀裂が入っていて、その当時に岩盤接着工という特殊なセメントを流し込んで施工したという事実がございまして、ここについてはそれ以降何ら影響も出ていなくて現在に至っているわけですが、この先ほど大きな石の部分につきましては、先ほど申しましたように今後調べていく中で必要であれば施工もしなきゃいけないのかなと、このように考えております。

○議長（石田隆美智君） 5番、関君。

○5番（関 真樹君） 網のほうのポリエステル樹脂塗装なんですけれども、先ほど去年とま

た変わっているという理解でよろしいでしょうか。たしか令和5年、令和6年は同じやつで、また令和7年度は変わっているということでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 建設課長、鈴木君。

○建設課長（鈴木文憲君） こちらの使用材料につきましては、令和5年、令和6年も同じものを使っております。

以上です。

○議長（石田隆美智君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第9、議案第37号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第10、議案第38号 「レントゲン・CT画像診断システム整備契約」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋寛規君） それでは、議案第38号 「レントゲン・CT画像診断システム整備契約」についてご説明いたします。

本案は、令和7年8月28日、一般競争入札による契約につきまして、契約の締結に当たり議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案書の別紙をお願いいたします。

1、契約の目的。レントゲン・CT画像診断システム整備。

2、契約の方法。一般競争入札による契約。

3、契約金額。1,980万円。

4、契約の相手方。共立薬品株式会社。

5、工期。契約締結日から令和8年1月30日まで。

6、支出科目。国民健康保険特別会計、（款）医業費、（項）医業費、（目）医療用機械器具費。

なお、事業の詳細につきましては、担当課長よりご説明いたします。

○議長（石田隆美智君） 保健医療課長、鈴木君。

○保健医療課長（鈴木龍也君） それでは、レントゲン・CT画像診断システム整備についてご説明いたします。

現在の既存の装置は2017年に整備されたもので、導入から8年が経過しております。適宜メンテナンスを行っておりますが、サーバーの容量も少なくなり、データについては常に圧縮を行い保存している状況です。その他機械についても、経年劣化により更新が必要となっております。

放射線装置は診断に欠かせないものであることから整備を行い、患者の安全確保を目的として今回更新することとなりました。

なお、資料にございますI-PACSというものですが、こちらについてはCTとレントゲンの画像を管理するシステムとなっております。また、その後のAeroDRというものが表示されておりますが、このAeroDRとはレントゲンフィルムに相当するもので、現在このような板状のものに撮影データが記録され、転送する仕組みとなっております。今回新しくなるものは、現在のものより一回り大きいものとなっております。

この2種類が今回更新対象となっております。

以上、説明を終わります。

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑してください。

7番、鈴木君。

○7番（鈴木国忠君） 新たに導入するシステムにつきまして、従来のCT画像診断システムと比較して機能的に優れているのか、あるいはまた同等のものなのか、その辺のところを説明願いたいと思います。

○議長（石田隆美智君） 保健医療課長、鈴木君。

○保健医療課長（鈴木龍也君） このシステムについては、現在あるメーカーの後継機種となりますが、機器が更新されますので当然コンピューターの処理速度も速くなりますし、レントゲンを放射して画像にするこの精度というのが現在のものより細かくなります。なので、

今まで見落としていたような傷なんかも発見しやすくなるということで、診断の精度の向上が見込まれるということになっております。

また、A e r o D Rですが、現在の板状のものが一回り大きくなることによって、体の大きい人、これまで2回に分けてレントゲン撮影を行っていましたが、これが1回で済むということで、放射線被曝量も低減できるということになっております。

○議長（石田隆美智君） 7番、鈴木君。

○7番（鈴木国忠君） 工期についてですが、これ見ると契約期間が令和8年1月30日になっているわけですが、これを取り替えるときに実際にこのC Tシステムが使えない日が幾日か出てくるのかどうか、その辺についてはどうなんですか。

○議長（石田隆美智君） 保健医療課長、鈴木君。

○保健医療課長（鈴木龍也君） 機器を交換するときには当然画像処理ができなくなりますが、基本的に休診日、土日、祝日に交換を行う予定でありますので、そのときに急患が来てしまった場合は一時的に古いシステムで行うということを考えておりますが、基本的にレントゲン撮影に支障はないというふうになっております。

○議長（石田隆美智君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第10、議案第38号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

ここで2時50分まで休憩いたします。

（午後 2時32分）

○議長（石田隆美智君） 休憩を解きまして再開いたします。

（午後 2時50分）

◎議案第39号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第11、議案第39号 「令和7年度東京都神津島村

一般会計補正予算（第２号）」を議題とします。

提案理由の説明を歳入歳出全款にわたり求めます。

企画財政課長、高橋君。

（企画財政課長・説明）

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑してください。

６番、中村君。

○６番（中村親夫君） 歳出の51ページ、道路新設改良費、工事請負費で補正が1,400万円計上されております。当初はたしか4,800万円計上してあったんですけども、この内容について説明を求めます。

○議長（石田隆美智君） 建設課長、鈴木君。

○建設課長（鈴木文憲君） 道路新設改良費について説明させていただきます。

村道１号線道路改修工事においては、予算要望時、設計段階で工法検討中であったため、その後詳細の設計、積算を行ったことにより増額変更となります。また、労務費、材料費の高騰も増額の一因となっております。

以上です。

○議長（石田隆美智君） ６番、中村君。

○６番（中村親夫君） 今の村道１号線の改修工事は、総合整備計画の中で第１期、２期と長期計画が組まれております。そこら辺は承知しておりますけれども、今回半坂の入り口付近の例えば縄文時代の遺跡とかありますよね。それと、あと１軒民家がありますよね。そこら辺で分かっているような範囲でどこら辺まで工事がなされるのか、そこら辺を伺います。

○議長（石田隆美智君） 建設課長、鈴木君。

○建設課長（鈴木文憲君） 今年度の工事につきましては、ちょうど民家があるお宅の正面の山の斜面の 工事となります。残りにつきましては、１期工事として230メートルを予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（石田隆美智君） ６番、中村君。

○６番（中村親夫君） 現在の１号線の道路が幅が何メートルかちょっと知らないんですけども、大体４メートルほどの幅で、それで山側ではなくて海側のほうに拡幅するということ

でよろしいのでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 建設課長、鈴木君。

○建設課長（鈴木文憲君） 村道1号線の路線の改良工事の内容につきましては、現在4メートルの道路なんですけれども、そちらを5メートルの幅員で、ちょっと山側の拡幅を当初は検討したんですが、なかなか既設ののり枠だったりがあって難しいということで、海側の拡幅で5メートルの道路を計画しております。

以上です。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 10ページ、歳入のところでお伺いします。

地方特例交付金、減収補てん特例交付金24万3千円の減額となっているんですが、こちらの説明を求めます。

○議長（石田隆美智君） 企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋寛規君） こちらの減収補てん特例交付金でございますが、こちらは例えば住宅ローン控除ですとか自動車税の時限的減税など、地方税法の改正に伴い、本村の減収を補填するために交付されるものとなっております。今回、国のほうから内示額が来たため、その内示額に応じて補正をさせていただいております。

なお、国全体ではこの交付金につきましては前年度比10.9%減になっておりますので、各団体とも減額の見込みではないかというふうに考えております。

○議長（石田隆美智君） 6番、中村君。

○6番（中村親夫君） 44ページから45ページ、観光費の委託料、地域公共交通計画策定業務委託500万円、これについての説明を求めます。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） こちら地域公共交通計画策定委託料ですが、これは今年度からライドシェアを実施しておりますが、ライドシェア実施に伴う補助金として国庫補助金を活用しております。その国庫補助金の活用の条件の一つとして地域公共計画の策定というものがあります。これはライドシェアも含めた新しい交通体系がある中で、地域での、いわゆる神津島村での今後の交通体系についての計画を策定してくださいというものに対して、今年度中に計画策定をするための委託料となっております。

○議長（石田隆美智君） 6番、中村君。

○6番（中村親夫君） 関連で伺いますが、今年の8月4日からライドシェアが観光客の移動

手段として運行を開始しているのは私も知っておるんですけども、大体何人ぐらい登録して、8月の実績というのはどのくらい、例えば何人ぐらい要望があったのか、お願いがあった、依頼があったのか、そこら辺は実績は分かりますでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） ライドシェア事業は8月4日からスタートしておりますが、8月の段階での実績としましては、依頼件数が85件、これは実際に依頼があって稼働したという件数です。運転手の方が、ドライバーが現在14名登録がありますが、この14名が常時シフト登録をしているわけではありませんので、日によって何人だとか時間帯によって何人、主にこの夏におきましては4名の方が頻繁にシフト登録していただいております。その中で、登録している時間帯で依頼があって乗車したという件数が85件となっております。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） すみません、同じところなんですけれども、こちらの地域公共交通計画策定業務委託料（サステナブル）500万円、こちらのほうはサステナブルで10分の10の補助なんですか。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） 件名にサステナブルとついておりますが、これはサステナブル事業の中でライドシェア計画が実施されておりますが、ライドシェア計画事業はサステナブルの補助金は活用しておりませんで、今回の策定委託料の補助金も都の補助金ではありますが、2分の1の補助となっております。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） ちょっとその中のライドシェアが占めているのか、もしくは住民のためのこの策定計画なのか、こちらのほうの割合というところはどういう感じなんですか。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） こちら地域公共交通計画につきまして、策定に当たってはライドシェアの実施がきっかけではございますが、神津島全体の公共交通に関する将来的な計画となっておりますので、ライドシェアに限らず、村営バスあるいは民間のタクシー、それからシェアサイクル等を含めた島内交通に関する全体計画の策定予定となっております。

○議長（石田隆美智君） 2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） 44ページ、45ページの温泉施設費で、関連で1点お伺いしたいんですが、今年温泉施設が食堂のほうと温泉利用者と分けて入りなさいという指導がされました。

当然、産業観光課長はそれをご存じですか。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） その話は私も承知しております。これは温泉、レストランを利用すると言って、温泉側の入り口から入って温泉、レストランも利用するんですけれども、そのまま浴場のほうに入るといの方がいたということを伺いまして、レストランの利用者はなるべくレストラン側から入ってくださいという形で案内を出したというふうに伺っています。

○議長（石田隆美智君） 2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） 実は非常に評判が悪くて、去年まで普通に温泉のほうの入り口から入ってレストランを利用していたと。ところが、今年は入ってきたお客さんまでもレストランですか、温泉ですかって聞いて、レストランだと向こうへ回ってくださいと、反対側へ、そういう指導がなされて、真面目に下りて、階段を反対側まで回って上がってきて、それでレストラン利用する。ところが、レストランが満員ですと。かなり混んでいた。待っているスペースが五、六人しか座れないんですよ。ということは1組か2組。待つ場所もないの。どうするんですか、こういう営業形態。本当にお客さん、かなりクレーム入れていましたよ。中へ入って待てばいいではないかと思ったんですけれども、私も見たんですが、その小2階の上の座るスペースもなくされて待つスペースがないんですよ。利用者に対しては、とにかくこっちは入れませんから、レストランのほうの廊下といっても五、六人座ればいっぱいのところを下手すりゃ外へ出て待たなきゃいけない。そんな商売ありますか。本当に腹立ちました、私。駐車場からも遠いし、階段もきついし、これもうちちょっと改善の余地あると思いますよ。

例えば温泉利用者が温泉入る分には問題ないですけども、食事だけで入ってきて温泉を利用して帰っても分からないからこれが困るんだというんならば、温泉利用者には札でも下げさせて、見た目で分かるようにすればこの問題解決できるではないですか。何でそういう発想を取らないのかなと不思議に思っていました。いかがですか。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） 現状、そういったクレームに対して私のほう報告入っておりませんでしたので、今回それを私のほうも承知しましたので、営業に関しまして、改善のほう検討させていただきます。

○議長（石田隆美智君） 2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） 関連ですけれども、もう質問しませんが、観光客にとっても住民にとっても双方から評判悪い。なかなかこういうことを平気でやれるというのが不思議ではないなと思ったのでこの質問しました。善処してください。よろしく。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） その件に関しましては、早急に対処させていただきます。

○議長（石田隆美智君） 7番、鈴木君。

○7番（鈴木国忠君） 16、17ページ、情報通信費の委託料ですね。今回3千万円の追加ですが、多摩・島しょ行政のデジタル化推進事業ということですが、この事業についての説明をお願いします。

○議長（石田隆美智君） 情報通信課長、鈴木君。

○情報通信課長（総務課長兼務）（鈴木 敦君） 多摩・島しょ行政のデジタル化推進事業委託料についてご説明させていただきます。

この補助金を使って数年度にわたりいろんなことをやってきましたけれども、そのうちの一つが今の議会のペーパーレス化で、皆さんがお持ちのタブレット、それからサイドブックスもこの多摩・島しょ行政のデジタル化推進事業の助成金を使って行っております。

この助成金は今年度が最終年度となっております、今年度については3千万円を計上させていただきましたけれども、RPA、ロボティック・プロセス・オートメーションの導入を考えております。RPAというのはパソコン上で行う操作を全部プログラムを組んで自動で行うものとなっております、人が判断しないとできないもの以外は自動化をすることができるものとなっております。例えば、一つの業務を1から10までの工程で見たときに、全ては自動にはできないけれども、例えばその1から4までは自動化できる、5は自分でやらないといけない、6から9は自動化できる、10は最後自分でやらなければいけないというようなものをこのRPAと組み合わせることによって業務の効率化を図っていき、職員の負担軽減を図るものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（石田隆美智君） 1番、小林君。

○1番（小林正吾郎君） 21ページの負担金補助及交付金の定額減税追加給付金の今後のスケジュールをお伺いします。

○議長（石田隆美智君） 企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋寛規君） 追加給付金につきましては、対象者について、おおむね今月

中に通知を発送して手続をさせていただく計画であります。

○議長（石田隆美智君） 1 番、小林君。

○1 番（小林正吾郎君） その通知をした後の給付というのは、振込だったりとかということ
なんでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋寛規君） 原則、プッシュ型として振り込ませていただく考えであります。

○議長（石田隆美智君） ほかにございませんか。

5 番、関君。

○5 番（関 真樹君） 41ページの農林水産業費ですけれども、委託料、神津島ファーム作業
場新築工事変更設計委託料について説明を求めます。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） 神津島ファーム作業場新築工事変更設計委託、こちらはもと
もと令和5年度に作業場の設計をしていたんですけれども、令和6年度に実際焼山のファーム
にハウス9棟が建設されました。その建設に伴って、もともと予定していた作業場のスペ
ースというのがちょっと限られてしまったために、規模を縮小して建設することになったた
めに改めて設計し直すというものになっております。

○議長（石田隆美智君） 3 番、清水君。

○3 番（清水 勉君） 55ページの災害対策費の報償費で、海難事故捜索協力謝礼103万円、
この謝礼について説明をお願いします。

○議長（石田隆美智君） 総務課長、鈴木君。

○総務課長（情報通信課長兼務）（鈴木 敦君） ご説明させていただきます。

7月31日に発生しました新島漁協所属の三和丸の船員行方不明の捜索に関する謝礼となり
ます。漁協のほうからは、今回の事故の捜索は新島漁協との相互協力のため村に対して費用
発生はさせないという申出はございましたが、船主の燃料については実質負担が発生するた
めに、協力に対しての村からの謝礼としてお支払いするものです。村から船主に対しては現
金でお支払いを考えておりますが、船主への分配については漁協さんのほうにご協力をお願
いしたいと考えております。

以上です。

○議長（石田隆美智君） 7 番、鈴木君。

○7番（鈴木国忠君） 44ページ、45ページですね。観光費の負担金補助及交付金、これは船客待合所の改修工事に係る負担金なわけですが、今回241万円追加で、当初でたしか2,700万円ぐらい計上してあったかと思うんですよね。2,941万円という額になるわけですが、今現在工事が着工したような感じに見えるんですが、この工事はいつ頃までかかるのか、もし分かりましたらお願いします。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） こちら現在、船客待合所の工事が進行していますが、これは都の事業となっております。工事自体の予定では年度内に完了するという話は聞いております。

今回、追加補正となりましたのは、当初予算ではあくまでも概算として工事費に対して村の案分を掛けたものが村の負担金となっておりますが、契約の成立に伴って工事額が決まったことで、実際には追加分が発生したということになっております。

○議長（石田隆美智君） 7番、鈴木君。

○7番（鈴木国忠君） 今後、追加補正は見込みはないですか。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） こちら工事の変更等あれば可能性はないとは言い切れませんので、こちら都の事業としてどういった工事に変更が生じるかというのは、ちょっと私ども今現在は把握しておりませんので、明確にありませんというのはちょっと答えられません。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） すみません、55ページの先ほどの災害対策費のところでもう一度お伺いします。

海難事故捜索協力謝礼が103万円、下の需用費のところの消耗品費118万円、こちらのほうの内訳というか、そちらの説明を求めたいんですけれども、あと今までもこのような捜索のときに謝礼等が出た案件はあるんでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 総務課長、鈴木君。

○総務課長（情報通信課長兼務）（鈴木 敦君） 過去の事例については確認のほうはしてはいるんですけれども、正確につかむことがちょっとできなかったというのが……。過去の事例を参考にするのを考えたんですけれども、ちょっと確認が取れませんでしたということで、内訳については1日目と2日目に分けております。1日目に参加していただいた船籍が25隻、2日目に参加していただいた船籍が39隻となっておりますので、それぞれ1日目につい

ては半日の搜索であったために1万円、それから2日目は1日だったということで2万円という内訳になっております。

それから、需用費の消耗品費の追加補正についてですけれども、これは海難事故とは何ら関係はございませんので、内訳については主なものは戸別受信機の追加購入を10台、それから災害対策服、新規職員の採用等によって不足している災害対策費、安全靴、腕章などの追加購入費となっております。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 1日に25隻の船主のほうに支払われるということなんでしょうか。その船と一緒に乗った方々もいると思うんですけれども、そちらのほうも入るということでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 総務課長、鈴木君。

○総務課長（情報通信課長兼務）（鈴木 敦君） 今回の謝礼については、あくまでも船主、先ほどご説明したとおり、船の場合には燃料費が実質負担として船主の方にかかってしまいますので、それについての謝礼というふうに考えております。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） この海難事故搜索協力謝礼というのが今ここで出て、今後もし同じような場合があった場合でも恒常的な形でこういうふうに出すということでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 総務課長、鈴木君。

○総務課長（情報通信課長兼務）（鈴木 敦君） 今回についても、ご説明したとおり、漁協のほうからは相互協力のために費用のほうは発生させませんという申出がありましたけれども、やはりそれでは船主の方に対してということがあったので今回こういう形を取っております。

今後、これが例になってというふうには現時点では考えておりませんが、協議については漁協さんと今後していきたいと思っております。

○議長（石田隆美智君） 1番、小林君。

○1番（小林正吾郎君） 47ページの備品購入費、温泉保養センター券売機購入547万円ですが、どのような機能のものなのか、お伺いします。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） 温泉保養センターの券売機につきましては、現在検討していますのが現金とキャッシュレスに対応した券売機で、これを2台購入予定となっております。

○議長（石田隆美智君） 1 番、小林君。

○1 番（小林正吾郎君） でしたら、その547万円というのは2 台分であるということなのか、それと、今後は受付で現金は扱わないようになるのか、お伺いします。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） こちらは券売機2 台と、その導入費用も含めての金額となっております。

券売機が導入されたことで受付が要らなくなるのか、現金は扱わなくなるのかということに関しましては、これは従来どおり受付でもやりますし、回数券等の販売につきましては従来どおり窓口での販売を計画しております。

○議長（石田隆美智君） 質疑の途中ですが、ここで3 時50分まで休憩といたします。

（午後 3 時 3 3 分）

○議長（石田隆美智君） 休憩を解きまして再開いたします。

（午後 3 時 5 0 分）

○議長（石田隆美智君） 一般会計補正予算の質疑中でしたので、質疑を行ってください。

4 番、鈴木君。

○4 番（鈴木佑典君） 47ページの備品購入費、温泉保養センター券売機購入547万円、先ほど課長の説明で2 台でキャッシュレスになるというお話だったんですけども、こちらのほうは多言語対応もされているのでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） こちらは現金とキャッシュレスの両方が使えるタイプですけども、多言語に対応しているかどうかというのはちょっと確認しておりませんので、後ほど回答させていただきます。

○議長（石田隆美智君） 3 番、清水君。

○3 番（清水 勉君） 39ページ、塵芥処理費、委託料で、清掃センター建屋建全度調査業務委託料1,200万円、耐力度調査ということなんですけど、これは何で今の時期になったのか、当初でできなかったのか、何か補助金の関係があるのかどうなのか、その辺の説明をお願いします。

○議長（石田隆美智君） 環境衛生課長、浜川君。

○環境衛生課長（浜川浩一君） ご存じのとおり、清掃センターについては、延命化計画として内部の設備の更新作業等を継続的に行ってきました。今年の工事でそれが大体落ち着くような感じになります。

なぜ年度途中に建物の健全化、これに着手したかという、やはり時期的に言って、これをこの時期に開始しないと今後ちょっと建物について危ない箇所があるという判断をしましたので、年度途中ではありますが委託を計上させていただきました。

今後の計画としましては、調査計画を実施して年度計画を立てて、3か年から4か年を目途に詳細設計と修繕工事を実施していく予定であります。

○議長（石田隆美智君） 3番、清水君。

○3番（清水 勉君） 危ないって判断をしたのは、それは専門業者か村か、お答えをお願いします。

○議長（石田隆美智君） 環境衛生課長、浜川君。

○環境衛生課長（浜川浩一君） ここにつきましては、ちょっと私が4月の段階で環境衛生課長にさせていただいて、その当時に違う仕事で来ている委託業者のほうに依頼して見てもらったところ、ちょっと早急な健全化が必要ですよというような助言をいただいたので、急遽9月補正でこの調査を入れさせていただくことにいたしました。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 同じところなんですけれども、委託料の廃棄物処理委託料700万円、当初75万3千円だと思ったんですけれども、こちらの追加理由の説明を求めます。

○議長（石田隆美智君） 環境衛生課長、浜川君。

○環境衛生課長（浜川浩一君） これにつきましては、廃蛍光灯に伴う処理費になります。ここ数年、ちょっと廃蛍光灯について処理ルートが確保できなかったということがありまして、かなりたまっていたんですけれども、今回処理ルートを確保することができましたので、9月補正でこれも計上させていただいて、随時処分させていただきます。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） では、これはもう一過性ということでよろしいでしょうか。継続的に何か追加されるということはない。

○議長（石田隆美智君） 環境衛生課長、浜川君。

○環境衛生課長（浜川浩一君） こちらのほうにつきましては、数量もありますので、取りあえず見積りで今回たまって全体の半分を計上しております。こちらについては、新年度のほ

うについても計上させていただきます。

○議長（石田隆美智君） 1 番、小林君。

○1 番（小林正吾郎君） 59ページ、学校管理費の備品購入費、ロボット芝刈り機購入85万 8 千円の減額で、これ全額になるんですけども、理由をお伺いします。

○議長（石田隆美智君） 教育課長、佐野君。

○教育課長（佐野弘明君） では、お答えいたします。

こちらにつきまして、当初の計画では、学校から要望がありまして、提出された見積りを基にロボット芝刈り機を導入し、教職員の負担軽減を目指したところでしたが、事業を進めようと精査したところ、当初は芝刈り機本体だけの購入でその他の工事は必要ないということでございましたが、敷地内にマッピングという新たな作業を追加しなければならないということが新たに業者からの報告で判明いたしました。このマッピングというものは、校庭にブレードを埋め込んでワイヤを外周に張り巡らすというものでございまして、費用面からも、また塩害地域での耐久性という面からも適当ではないと判断いたしまして、今回減額補正させていただくものでございます。

○議長（石田隆美智君） 4 番、鈴木君。

○4 番（鈴木佑典君） では、その後のこのしば刈りについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 教育課長、佐野君。

○教育課長（佐野弘明君） 現在使用している芝刈り機がございまして、従来どおりのしば刈りをしていただくということで、また新たな、当初考えていたものがお掃除ロボットのよな芝刈り機で、プログラミングをこちらですれば自動で芝を刈ってくれるようなイメージだったんですけども、ちょっと今あるものがそういうものではないということで、今後よいものがありましたらまた導入のほうお願いしたいという考えでおります。

○議長（石田隆美智君） 4 番、鈴木君。

○4 番（鈴木佑典君） 57ページのところの学校管理費、工事請負費、小学校トイレ換気扇設置工事71万 5 千円、こちらの説明を求めます。

○議長（石田隆美智君） 教育課長、佐野君。

○教育課長（佐野弘明君） 小学校トイレ換気扇設置工事についてお答えいたします。

こちらにつきましては、小学校のトイレの臭気につきましては以前から改善が求められておりました。当初の計画では清掃と換気の徹底で改善を図る予定でしたが、風通しも悪く、また臭気もだんだんひどくなってまいりました。また、P T Aからの強い要望もあり

まして、早急な手当てが必要となったため、今回換気扇を3台設置するための補正予算を計上させていただいたものでございます。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） この臭気に関しては換気扇をつけて抜本的な解決となるのか、もしくは排水のほうの工事等が必要になってくるのか、そちらの説明を求めます。

○議長（石田隆美智君） 教育課長、佐野君。

○教育課長（佐野弘明君） こちらの臭気につきましては、まず換気扇を新たに設置した換気と、あとは清掃ですね。こちら清掃がちょっと物足りないところが今までございましたので、清掃について改善を図るということで、排水については今のところこちらでは考えておりません。

○議長（石田隆美智君） ほかにございませんか。

産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） 先ほど4番議員さんから、温泉の券売機が多言語対応になっているのかどうかという質問がありましたが、こちら多言語対応となっております。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 43ページ、水産業振興費でお伺いします。

委託料のところの高付加価値魚種の養殖業促進事業設計委託料1,500万円、こちら先ほど令和8年度に多幸湾というお話があったんですけれども、どこら辺でどのような規模でやるのか、説明を求めます。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） こちら養殖業促進事業の予定地としましては、多幸の現在漁協が所有しております蓄養施設、こちらを改修して養殖業に使えるのではないかとということで検討しております。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 蓄養所は、もうこの養殖のほうに使うという考えでよろしいですか。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） これは養殖用に改修はしますけれども、イセエビ漁がまた再開すればそちらにも使えるように、どちらかに建てるのではなく両方に使えるような形で改修を予定しております。

○議長（石田隆美智君） ほかに質疑ございませんか。

(発言する者なし)

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第11、議案第39号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第12、議案第40号 「令和7年度東京都神津島村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由の説明を事業勘定歳入歳出全款、直診勘定歳入歳出全款にわたり求めます。

福祉課長、田島君。

(福祉課長・説明)

○議長（石田隆美智君） 保健医療課長、鈴木君。

(保健医療課長・説明)

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑してください。質疑ございませんか。

(発言する者なし)

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第12、議案第40号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第13、議案第41号 「令和7年度東京都神津島村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由の説明を歳入歳出全款にわたり求めます。

福祉課長、田島君。

(福祉課長・説明)

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑してください。質疑ございませんか。

(発言する者なし)

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第13、議案第41号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第14、議案第42号 「令和7年度東京都神津島村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由の説明を歳入歳出全款にわたり求めます。

福祉課長、田島君。

(福祉課長・説明)

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑してください。

(「なし」の声あり)

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第14、議案第42号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第15、議案第43号 「令和7年度東京都神津島村簡易水道事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

環境衛生課長、浜川君。

（環境衛生課長・説明）

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑してください。

4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 一般会計からの補助金で809万3千円、基本料金の減免事業分なんです。これは何か月分でしょうか。

○議長（石田隆美智君） 環境衛生課長、浜川君。

○環境衛生課長（浜川浩一君） これにつきましては、令和7年7月から令和8年の1月分まで、約7か月分となります。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） この東京都からの補助のやつは4か月分で、残りの3か月分は村からというふうになるのでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 環境衛生課長、浜川君。

○環境衛生課長（浜川浩一君） 4番議員のおっしゃるとおりです。

○議長（石田隆美智君） 企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋寛規君） 水道料の減免につきましては、トータル7か月を対応させていただきます。そのうち4か月が東京都の補助金で、残り3か月は国の臨時交付金、物価高騰のを充当させていただくというところでご理解いただければと思います。

○議長（石田隆美智君） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第15、議案第43号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第16、議案第44号 「令和7年度東京都神津島村農業集落排水事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

環境衛生課長、浜川君。

（環境衛生課長・説明）

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑してください。

4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 委託料のところ、備考欄のところの処理場現場調査委託料追加とあるんですけども、これ当初ではこの調査委託料ってなかったのかなと思うんですけども、こちらのほうの確認をお願いします。

○議長（石田隆美智君） 環境衛生課長、浜川君。

○環境衛生課長（浜川浩一君） 調査委託料につきましてですけれども、当初でこれは施設の全体の委託料としては計上してあったはずですが。今回委託料として上げるのは、汚泥の脱水機につきまして、処理機器の今年度大きな点検の際に、点検業者より汚泥脱水機の処理能力がちょっと低下しているという報告がありました。このため、脱水機につきまして詳細な点検を行って、更新部品の選定を実施していただく補正計上となっております。

○議長（石田隆美智君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第16、議案第44号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

◎延会の宣告

○議長（石田隆美智君）　ここでお諮りします。

本日の会議はこれで延会とし、明日 9 時半から再開したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君）　異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会とします。

（午後　４時 25 分）

令和 7 年 9 月 1 0 日

(第 2 号)

令和7年第3回神津島村議会定例会会議録

議 事 日 程 (第2号)

令和7年9月10日(水曜日) 午前9時30分開議

- 第 1 認定第 1号 令和6年度東京都神津島村一般会計歳入歳出決算の認定
第 2 認定第 2号 令和6年度東京都神津島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
第 3 認定第 3号 令和6年度東京都神津島村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定
第 4 認定第 4号 令和6年度東京都神津島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
第 5 認定第 5号 令和6年度東京都神津島村簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定
第 6 認定第 6号 令和6年度東京都神津島村農業集落排水事業会計歳入歳出決算の認定
第 7 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に伴う報告

出席議員(8名)

1番	小林 正吾郎 君	2番	清水 勝彦 君
3番	清水 勉 君	4番	鈴木 佑典 君
5番	関 真樹 君	6番	中村 親夫 君
7番	鈴木 国忠 君	8番	石田 隆美智 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	前田 弘 君	副 村 長	桜井 隆明 君
教 育 長	清水 一正 君	総 務 課 長 (情報通信課長兼務)	鈴木 敦 君
企画財政課長	高橋 寛規 君	福 祉 課 長	田島 孝二 君
保健医療課長	鈴木 龍也 君	建 設 課 長	鈴木 文憲 君
産業観光課長	渡辺 匡哉 君	環 境 衛 生 課 長	浜川 浩一 君
教 育 課 長	佐野 弘明 君	保 育 園 園 長	高橋 基樹 君

空港消防所
課長補佐 鈴木悠太君
代表監査委員 土谷良顕君

企画財政課
課長補佐 清水国光君

事務局職員出席者

事務局 長 土谷文康君

傍聴人（1名）

丸山幸雄君

◎開議の宣告

○議長（石田隆美智君） おはようございます。

延会を解きまして再開いたします。

会議に入る前に報告します。

本日、代表監査委員である土谷良顕君が出席しております。

（午前 9時28分）

◎認定第1号の上程、質疑、採決

○議長（石田隆美智君） それでは、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、認定第1号 「令和6年度東京都神津島村一般会計歳入歳出決算の認定」を議題とします。

審議に入る前に、監査報告を土谷代表監査委員に求めます。

代表監査委員、土谷君。

○代表監査委員（土谷良顕君） それでは、監査委員を代表いたしまして報告いたします。

決算監査報告書。

われわれ2名の監査委員は、令和7年7月25日、村役場議員控室において、提出された令和6年度神津島村一般会計および特別会計決算書、簡易水道並びに農業集落排水事業会計決算書にもとづき、その記載の正確性、歳入歳出予算の執行状況、金銭管理の適応性等について監査した結果、その収支は適正なものと認める。

令和7年8月15日。

神津島村監査委員、土谷良顕、関 真樹。

神津島村村長、前田 弘殿。

令和6年度の監査結果を報告いたします。

検査の対象といたしましては、一般会計、特別会計、事業会計でございます。

検査期間は、一般会計と特別会計は令和6年4月1日から令和7年5月31日まで、事業会計につきましては、令和6年4月1日から令和7年3月31日でございます。

審査の概要でございます。

提出された令和6年度一般会計及び特別会計（4会計）、事業会計（2会計）それぞれの決算書の計数の確認、歳入歳出決算書及び事項別明細書の収支科目、予算計上額の確認をし

ました。また、予算書の予算科目、予算計上額の確認もいたしました。

歳入歳出決算書の各会計の実質収支額は、各会計の預金残高及び金融機関の残高証明書と一致していることを確認し、また、各基金の保有額についても預金残高と一致していることを確認いたしました。

会計別に事項別明細書により予算の執行状況を確認し、歳入については、村税・国保税・使用料等について確認いたしました。

審査の結果。

審査に付された令和6年度の一般会計及び特別会計（4会計）、事業会計（2会計）それぞれ決算書については歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書等は適正に作成され、内容について審査したところ計数は関係諸帳簿と符合し適正であると認めました。

以下、総括につきましてはお手元の監査報告書をご覧ください、報告に代えたいと思います。

以上でございます。

○議長（石田隆美智君） ご苦労さまでした。

報告が終わりました。

令和6年度の決算書は、事前に配付されておりますので、説明は省略します。

それでは、一般会計の歳入歳出全般にわたり質疑してください。

4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 一般会計のほうの10ページ、11ページのところなんですけれども、まず、予算現額が39億2,814万8千円、不用額のほうが1億1,481万4,254円で、不用額がかなり大きいんですが、予算額に不用額の比率をちょっと割り出してみたら、令和4年度の決算ですと、その不用額の比率が2.8%、令和5年度ですと3.3%、令和6年度だと2.9%になります。

この不用額の比率というのは、ほか自治体と比べて妥当なのかをお伺いします。

○議長（石田隆美智君） 企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋寛規君） 不用額の予算現額に対する割合、他団体との比較というご質問ですが、お調べさせていただいた経緯がございます。

他団体と比べて、おおむね他団体4%、3%ぐらいで推移しているのかなというふうに確認しております。また、東京都の一般会計ですと6%ぐらい不用額が占めているという状況でございます。

そういった意味では、神津島の2.9%という割合については、他団体と比較してみますと逆に低い割合なのかなというふうに認識をしているところでございます。

○議長（石田隆美智君） 1 番、小林君。

○1 番（小林正吾郎君） 57ページです。

総務費の財産管理費、公有財産購入費のところですか。当初で900万円で、3月補正で減額をされまして720万円になっています。それで支出済額が277万円ほど、不用額が442万円ほどです。

この執行された277万円について何月頃執行されたのかと、不用額442万円について理由をお伺いします。

○議長（石田隆美智君） 総務課長、鈴木君。

○総務課長（情報通信課長兼務）（鈴木 敦君） 申し訳ありません。執行時期については、調べさせていただきたいと思いますので、少しお時間をいただきたいと思います。不用額の不用になった理由については、手続が年度内に終了しなかったための減額というふうにご認識いただければと思います。

○議長（石田隆美智君） 1 番、小林君。

○1 番（小林正吾郎君） 令和7年度については、この公有財産購入費が1千円で科目残置になっているんですが、今後補正で入ってくるんでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 総務課長、鈴木君。

○総務課長（情報通信課長兼務）（鈴木 敦君） 用地については手続が予定どおりに終わらないことというのがございますので、対応については補正をさせていただくということがございます。

○議長（石田隆美智君） 4 番、鈴木君。

○4 番（鈴木佑典君） 12ページ、13ページ、村税でお伺いします。

補正予算のほうで635万7千円の減額なんですけど、この要因についての説明を求めます。

○議長（石田隆美智君） 企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋寛規君） 村民税、個人600万円程度の減額補正の要因というご質問ですが、こちらにつきまして、村税につきましては様々な要因が原因として考えられるところでございます。

例えば、人口ですとか人口減少による減、また、今回600万円ほど大きく予算を補正減額しておりますが、大きな要因として考えられるのは別途定額減税等もございましたので、そ

これらの要因が複合的に起因いたしまして、今回600万円ほどの減額補正という形で決算させていただいております。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） ということは、控除によって大幅に変わったという認識でいいでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋寛規君） 一概にこれという要因というのは明言できないところではありますが、考え得る一番の要因といたしましては、令和6年度に行いました定額減税が起因していると思われます。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 同じところの固定資産税のところでお伺いします。

不納欠損額38万6,900円、こちらはまた沢尻ホテルのことだと思うんですけども、進捗状況をお伺いします。

○議長（石田隆美智君） 企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋寛規君） 沢尻ホテルの今後の進捗状況というところでございますが、現在二つの軸で物事を進めております。

まず、1点目につきましては、こちらの土地・建物の清算人を立てて将来的に神津島村がその権利を取得するという方法。

そして、もう一つの軸といたしまして、跡地の活用がどのように有効利用ができるのかというところで、今現在東京都と協力し合いながら検討を進めているという状況でございます。

○議長（石田隆美智君） 1番、小林君。

○1番（小林正吾郎君） 63ページです。

総務費の税務総務費、役務費のところでは150万円ほど不用額になっております。沢尻ホテル清算人申立予納金150万円が執行されていないのでそれなのかなと思うんですが、今の話で令和6年度清算人申立予納金が計上されていたんですが、進んでいないということなんでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋寛規君） こちら沢尻ホテルにつきましては東京都と協力しながら事業を進めていると先ほど申し上げましたが、取壊しにつきましては、東京都の財政的支援を受けさせていただく予定となっております。その条件といたしまして、その跡地の活用がどの

ように図られるかというところを全体的に構想を立てないと事業が進まないという状況にございます。ですので、今回その清算人を立てて村が取得してしまうと、その跡地の活用が明確化・計画化されていない中で取得ができないと判断いたしましたので、令和6年度150万円については最終的に未執行という形を取らせていただきました。

○議長（石田隆美智君） ほかにございませんか。

1 番、小林君。

○1 番（小林正吾郎君） 119ページ、商工費の観光費、下から四つ目です。

縁結び支援事業委託料のところですよ。当初で400万円ついていまして、3月補正で205万円減額、残りが195万円になっていたんですが、最終的に101万円ほどしか執行されておられません。この事業の内容について委託先とどのような話合いになっていたのか。計画書とか見積書とかもらっていたのか、お伺いします。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） この縁結び事業につきましては、委託先は観光協会となっておりますが、これ自体は都内のそういう出会い系の事業者に対して、会費と島外への渡航費、いわゆるお見合い事業、それに参加するための旅費を補助する事業となっております。

こちらのほうは不用額が多かった要因としましては、いわゆる参加者が当初予定したよりも少なく一度減額したんですが、さらに、それでもやっぱり参加される方が少ない。あるいは、参加しても実際に東京に行ってお見合い事業をやる回数が少なかったということで、結果的にさらなる不用額が発生した状況となっております。

ちなみに、令和6年度の実績でいきますと、参加者、申込者は4名、その中で実際に東京に行ってお見合いをした回数というのが7回だったため、それに基づく不用額の発生となっております。

○議長（石田隆美智君） 1 番、小林君。

○1 番（小林正吾郎君） 令和7年度も400万円ついていますが、委託先とかその事業内容が同じなのかどうか分からないんですが、順調に進んでいるんでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） こちらも令和6年度から継続して令和7年度も同じ事業を実施しております。現在の段階で申請者数が5名、令和6年度からの継続が4名プラス新規で1名、現在のところ7回島外へのお見合い事業に参加しております。

○議長（石田隆美智君） 3 番、清水君。

○3番（清水 勉君） 73ページ、社会福祉総務費の委託料563万4,546円から、その下の負担金補助及交付金241万1千円、それからその下の扶助費、これは390万6,363円、この三つがかなり大きな額の不用額が出ているんですけれども、委託料についてはたしか特養ホームの委託事業かと思うんですけれども、その下の負担金補助及交付金、これは扶助費、この説明を求めます。

○議長（石田隆美智君） 福祉課長、田島君。

○福祉課長（田島孝二君） ただいまの質問についてお答えいたします。

負担金及補助金につきましては、社会福祉協議会への補助金になります。こちらのほうどうしても実績報告が3月末になりますので、補正時期と実際のところずれまして、そのまま不用額として残ってしまうというような状況でございます。

扶助費のほうにつきましては、そちらのほうどうしても2月、3月に受診された方等につきましての見込みが立ちませんので、そのままお金のほう残させていただきまして、不用額になってしまったというような状態でございますのでよろしく願いいたします。

○議長（石田隆美智君） 1番、小林君。

○1番（小林正吾郎君） 147ページの小学校費、教育振興費の需用費のところでは。

141万円ほど不用額になっているんですけれども、教科外消耗品費が当初253万円ついているところで、執行額が155万円ほどとなっております。この理由をお伺いします。

○議長（石田隆美智君） 教育課長、佐野君。

○教育課長（佐野弘明君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

こちらの不用額の要因といたしましては、主に教科外消耗品、図書館の本です。図書の購入で予定したものがなかなか購入ができずということで余ってしまったものになります。

○議長（石田隆美智君） ほかにございませんか。

質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第1、認定第1号については、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定いたします。

◎認定第2号～認定第6号の上程、質疑、採決

○議長（石田隆美智君）　　ここでお諮りします。

日程第2、認定第2号　「令和6年度東京都神津島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」から日程第6、認定第6号　「令和6年度東京都神津島村農業集落排水事業会計歳入歳出決算の認定までを一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君）　　異議なしと認めます。

よって、認定第2号から認定第6号までを一括上程することに決定しました。

特別会計についても決算書が事前に配付されておりますので、説明は省略します。

それでは、認定第2号から認定第6号までを歳入歳出全款にわたり質疑してください。

○議長（石田隆美智君）　　1番、小林君。

○1番（小林正吾郎君）　　簡易水道についてです。5ページの支出、営業費用で2,184万円ほど不用額となっております。この辺りの理由をお伺いします。

○議長（石田隆美智君）　　環境衛生課長、浜川君。

○環境衛生課長（浜川浩一君）　　不用額の要因としては、管理職による給料等と調査委託金事業につきまして計画変更により事業費が減となったため不用額となっております。

○議長（石田隆美智君）　　1番、小林君。

○1番（小林正吾郎君）　　それから、7ページの建設改良費のところでは不用額9千万円ほど、これ工事請負費だと思うんですけども、これ17ページのところの工事のところですけども、連絡管整備工事で6,600万円ほど当初より安くなっていると。計装設備のほうでも1,960万円ほど工事費が安くなっているんですが、その辺りの理由をお伺いします。

○議長（石田隆美智君）　　環境衛生課長、浜川君。

○環境衛生課長（浜川浩一君）　　まず、配水管池間連絡管の整備工事においては、当初の計上については概算工事費で計上しておりました。これについては令和5年度に詳細設計を行った際に、その結果を踏まえて令和6年度の設計を行って、使用材料・工法の見直しを行った結果、事業費が大幅に縮減となったということが要因となっております。

なお、計装設備改修工事につきましては、当初この工事の補助対象の機器ですか、当初は井戸・配水池の制御盤、通信装置、水質管理費、機器等が補助対象となっていたんですけども、これが年度初めの段階で、補助先のほうから井戸の水質機器しか対象とならないとい

うことを言われましたので、その分の減額となっております。

なお、この補助対象外となった工種については令和7年度に別途補助金を頂いて、現在、設計を行っているところであります。

○議長（石田隆美智君） 3番、清水君。

○3番（清水 勉君） 国民健康保険の9ページ、9ページの4、5、6節でそれぞれ収入未済額があるわけですがけれども、実はこれ去年のやつも調べてみたら同額の未済額になっているんで、その辺をちょっと担当のほうに確認しましたら、同じ方が法的理由によって支払停止になっているということだったんです。

その法的理由というのはいろいろな生活困窮とか何種類かあるわけですがけれども、その法的内容というのがプライバシーの関係で教えていただけるかどうか分かりませんが、この件数的には額が小さいので1件かなと思うんですがけれども、その辺分かりましたら説明をお願いします。

○議長（石田隆美智君） 福祉課長、田島君。

○福祉課長（田島孝二君） ただいまの質問にお答えをいたします。

法的な根拠といたしましては、地方税法第15条の7の第1項ということで、先ほど議員おっしゃられたようにその2号に規定されております、著しく生活が窮迫させるおそれがある場合、執行を停止、いわゆる財産処分を一時的に停止するということに該当いたしまして、専らこの生活を窮迫するおそれがあるというのは生活保護が該当するということでございまして、おっしゃられるとおり、一応生活保護受給者であるということで、この方、令和4年4月28日に受給が開始されまして、その同じ法律の中で第4項でその執行停止の期間が3年続けば納税義務が解除されると。同じく、神津島村村税不納欠損処分取扱規則によると、それによって3年間執行停止の期間が続けば不納欠損をしなければならないということで、一応本年の4月30日付で不納欠損をさせていただいておりますので、併せてご報告させていただきます。

○議長（石田隆美智君） 3番、清水君。

○3番（清水 勉君） 不納欠損でなくて収入未済額のことを言っているんですがけれども。

○議長（石田隆美智君） 福祉課長、田島君。

○福祉課長（田島孝二君） すみません。話のほう結構先のほうまで話をさせていただいたのであれなんですけれども、今年度については3年間執行停止、財産処分ができないという状況でしたので、金額のほうは同じ金額がそのまま掲載されていると。来年度先ほど言いまし

たように不納欠損をさせていただきましたのでその金額はゼロになると。不納欠損のところに同じ金額が上がるという決算書が来年出てきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（石田隆美智君） 3番、清水君。

○3番（清水 勉君） 件数は1件ということでよろしいですね。

○議長（石田隆美智君） 福祉課長、田島君。

○福祉課長（田島孝二君） お一方ということでございます。よろしくお願いします。

○議長（石田隆美智君） 総務課長、鈴木君。

○総務課長（情報通信課長兼務）（鈴木 敦君） 先ほど一般会計の決算認定の中で、1番議員から、57ページの公有財産購入費についての執行月をというご質問があったかと思いますが、令和7年2月となります。

○議長（石田隆美智君） ほかに質疑ございませんか。

質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

認定第2号から6号まで1件ずつ順にお諮りします。

日程第2、認定第2号 「令和6年度東京都神津島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」については、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定いたします。

次に、日程第3、認定第3号 「令和6年度東京都神津島村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定いたします。

次に、日程第4、認定第4号 「令和6年度東京都神津島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」については、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定いたします。

次に、日程第5、認定第5号 「令和6年度東京都神津島村簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定」については、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定いたします。

次に、日程第6、認定第6号 「令和6年度東京都神津島村農業集落排水事業会計歳入歳出決算の認定」については、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定いたします。

◎地方公共団体の財政の健全化に関する法律に伴う報告

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第7、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律に伴う報告」として、同法第3条に基づく健全化判断比率並びに同法第2条に基づく資金不足比率について、土谷代表監査委員に報告を求めます。

代表監査委員、土谷君。

○代表監査委員（土谷良顕君） それでは、監査委員を代表いたしまして、ご説明いたします。議長の指名によりまして、財政指標の審査結果につきまして報告いたします。

地方公共団体健全化に関する法律第3条及び第22項の規定に基づき、令和7年8月28日、関監査委員とお手元に配付しております会議資料を基に、令和6年度決算における「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」「資金不足比率」の5項目について、算定の基礎となる事項及び指標の審査を行いました。

その中で、本村の対象となる実質公債費比率は2.7%、将来負担比率はマイナス163.2%と、いずれも早期健全化基準以下であり、適正であることを確認いたしました。

また、その他の比率及び収支についても書類の審査を行い、各比率とも適正であることを確認いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（石田隆美智君） ご苦労さまでした。

報告が終わりました。

引き続き、前田村長に報告を求めます。

村長、前田君。

○村長（前田 弘君） それでは、地方公共団体財政健全化に関する法律に伴う報告をさせていただきます。

平成19年6月22日に公布された地方公共団体健全化に関する法律に基づき、地方公共団体の長は、決算に基づく健全化判断比率と資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて健全化判断比率を議会に報告し、住民に公表することとなっております。

総務省は、地方自治体の財政破綻を認定する際の基準を示し、従来、破綻認定とされた財政指標だけでは実態を把握できないため、新たに健全化判断比率として4つの財政指標、これは「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」並びに公営企業会計、これは神津島村においては集落排水と簡易水の会計、2会計です。この経営状態を判断するための資金不足比率に基づいて、各地方公共団体の財政状況を把握するよう規定されております。

指標が早期健全化基準を上回った自治体は速やかに健全化計画を策定する義務を負い、翌年度からその計画に基づいて歳出削減を進めなければならなくなり、財政再生基準を上回った自治体は財政が破綻に当たると認定され、地方債の発行が制限され予算の変更を国が勧告できるようになるなど、国の管理下に置かれる色彩が強まります。

本村におきましても、報告義務に基づき健全化判断比率と資金不足比率並びにその算定基準事項を記載した書類を監査委員の審査に付した結果、監査報告のとおり、健全化判断比率内であることを報告いたします。

今後の推移といたしましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率については、これまでどおり赤字決算になることは考えにくいことですが、実質公債費比率、将来負担比率につきましては、令和4年度に借入れを行った清掃センター施設整備更新工事に係る一般廃棄物処理事業債が令和7年度より償還開始となることから、今後は比率の上昇が予測されるところでございます。

さらに、地方交付税及び特別交付税につきましても、今まで以上に厳しい状況が予想されるため、神津島村といたしましてもより一層の歳入財源の確保、経常経費の削減を実施するとともに、基金の積立て、確保を図らなければならないと考えております。

各種基金残高ですが、財政調整基金残高は令和6年度末で12億4,910万円となっており、令和5年度末残高から1億2,425万円を積み増しとしております。減債基金では5万円の積

立てを行い残高は2億7,913万円、公共施設整備基金では5万円の積立てを行い残高は6億475万1千円。ふるさとづくり基金では571万1千円の取崩しを行い、残高は1億4,444万6千円となり、令和6年度末の基金残高は合計で前年比1億1,868万9千円増の22億8,571万7千円となりました。

今後実施予定している大規模な事業の計画的な実施に向け、引き続き安易な基金の取崩しはせず、確実な財政運営が求められているところであります。

なお、神津島村の令和6年度決算に基づく財政指標につきましては、会議資料として用意しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上、報告を終わります。

○議長（石田隆美智君） ここで10時30分まで休憩いたします。

（午前10時10分）

○議長（石田隆美智君） 休憩を解きまして再開いたします。

（午前10時30分）

○議長（石田隆美智君） ここで行政報告に対する質問がございましたら質疑してください。

4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 6月12日に「旅と日々」映画試写会に行かれたというお話だったんですけれども、11月12日に公開というお話だったと思います。この映画というのは、神津島では上映して見られたりはしないのでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） まず、おわびしなければいけないんですけれども、11月11日と私は言いましたが、よく確認したら11月7日でした。日にちがちょっと4日ほど早くなります。

この神津島での試写会といいますか、上映につきましては今検討しておりまして、今打診をしておるところでございます。ですから、何とかできればいいなと思っていまして、もしそうなってくればまた予算のほうも必要になってくるかもしれませんが、その際には補正でも何でもかけて、ある予算で取りあえず対応してできるのかなというふうな感じでおりますが、今、神津島村で上映できるようにやっております。

○議長（石田隆美智君） 1番、小林君。

○1番（小林正吾郎君） 7月25日の東京島嶼の安定的な運航確保に関する要望で、この日は

東海汽船に行かれたということなんですけれども、今回の要望とプラスで東海汽船に要望できないかなというところなんですけれども、時刻表を東海汽船が決める際に、島嶼町村で事前に話し合いとかができないのかなというところで、さるびあ丸がおとし故障した際の臨時ジェット便の時刻表についても事前に島へ連絡なく、一般のお客様と同じタイミングで我々も観光事業者だったりとか知ることになって、そこで右往左往したりとか、今年も熱海ジェットの減便ですとか、あと、さるびあ丸の運休日が設けられたりですとか、恐らく連絡なかったんじゃないかなと思うんですけれども、例えば、熱海と大島間のジェットフォイルと、東京からこちらに来るジェットフォイルの乗り継ぎができるような時刻表にしてもらえると、夏でも熱海からの直行便がなくなった補完になれたんじゃないかなと思ひまして、今9月に入ってそういう時刻表にはなっているんですが、8月は熱海大島間の時刻表的に全然違ったので、熱海から来られなかったんですよ。

それで、実際かなうかどうかは別として、時刻表を決める前に話し合いができないかなというのと、一般の方よりも先に島へ今後の時刻表こうなるというような連絡が取れないものかなというところで、村長いかがでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） 確かに去年のさるびあ丸のといいますか、夏の配船の関係、急遽各町村に発表がないままに報道されてしまったということで、え、何だこれはというようなことで各島が、急遽各島の長が集まって東海汽船に申入れをしたところです、それについては。

今後といいますか、このような状況でやられてしまうとどうなっているのだという問合せが当然私どものところにもあるわけなので非常に困りますと、説明もできませんということで、その時点では強く申し上げたところでございます。

それと、今年のこの配船というか、船を手配するほうの配船ですが、それらにつきまして、やはり当初東京都のこの航路の関係の会議というのが年に2回ほどありますので、その中でも、やはり熱海航路とのつながりができない。この船の老朽化による廃船とか、あとは航路の廃止、減便になることは、これはさんざん東海汽船のいろいろ事情も事前に聞いて、船員もいない、船もないというような状況からこういうふうになった。その廃船なり、廃止なりというふうな状況になったことは聞いていたんですけれども、乗り継ぎの何分間、たしか5分か何分か待っていれば、神津島から大島に行って、大島から乗り継ぎができる熱海のほうに、そういう状況であるということを協議会の中申し入れて、当然そのときには東海汽船の社長も出ていますから、それについては申し訳ありませんでしたと。そこら辺は十分に今

後検討していきますと、善処しますと、このような回答をいただいたところでございます。

あとは、何かの変更等がある場合に、事前に各島の町村長のほうには事前に連絡をくださいと言っているところなんですけれども、まだそれが実行されていない状況にありますので、事前に連絡をもらって、では、島側からこうしてもらいたいという要望をしても、それが通るかどうかは別の話としまして、事前にやっぱり情報としてもらいたいということはこれからも申し入れていきたいと思います。

○議長（石田隆美智君） ほかにございませんか。

4 番、鈴木君。

○4 番（鈴木佑典君） 村長報告の中で、9 月 3 日にブルーインフラについてがあったと思うんですけれども、まず、その調査結果というのは私たちも閲覧することができるのかというところと、今後の進捗はどうなるのかというところの説明をお願いします。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） このブルーインフラのほうは、その調査結果のほうにつきましては、そのデータ等を開示してもいいのかどうかというようなところをまず確認しなければなりません。まだ途中ですので、それが果たして開示していいかどうかというのは確認して、構いませんよということであれば皆様のほうにもお知らせいたします。

それと今後のということでございますが、今後この調査結果を踏まえた上で、まず神津島で海草類の繁茂する環境を整備、これはつるつるの表面よりはごつごつしたところに海藻の種子が付きやすいというようなことからこの構造と、そして、養分を塗布されたものを、パネルになっているそうです、そのパネルを張りつけていくという状況で実験をして、その実験によっては、またほかの島を実施するとこのような流れになっております。

その結果を踏まえた上で、今後どうするかというのは決まってくると思いますので、今後のどのようなものをどのように設定するかというのは今後になります。

○議長（石田隆美智君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

◎村長挨拶

○議長（石田隆美智君） ここで、前田村長から発言の申出がありましたので、これを許可します。

村長、前田君。

○村長（前田 弘君） それでは、議長の承諾をいただきまして、ご挨拶を申し上げます。

本定例会に提案された議案等は、教育長並びに教育委員の任命が３件、損害賠償和解案、工事請負契約、物品購入契約など契約関係が２件、一般会計補正予算ほか特別会計、事業会計など６件の補正予算、このほか令和６年度一般会計並びに特別会計、事業会計など６件の決算認定、合計１８件の案件が上程、審議され、全ての議案等を原案のとおり承認、認定、可決していただきました。ありがとうございました。

今回の一般会計補正予算の中では、事業効率化に伴うデジタル化推進事業委託、定額減税追加給付、高付加価値魚種の養殖促進に係る委託、水道料基本料金減免に係る繰出し、財政調整基金の積増し等を計上させていただきました。

今後も限られた予算を適正かつ効率的に、必要最小限の経費で最大の成果が挙げられるよう、村の行政運営、執行を図ってまいりますので、村民の皆様、議員の皆様、各関係機関の皆様にご理解、ご協力をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

お時間をいただきどうもありがとうございました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（石田隆美智君） ここでお諮りします。

本定例会の会議に付された案件は全て終了しました。

よって、会議規則第７条の規定により本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

（午前１０時４２分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 7年10月14日

議 長 石 田 隆 美 智

署 名 議 員 関 真 樹

署 名 議 員 中 村 親 夫

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

議案等審議結果一覽

議案等審議結果一覧

令和 7 年第 3 回定例会

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
同意第 2 号	神津島村教育委員会教育長の任命について	7. 9. 9	原案同意
同意第 3 号	神津島村教育委員会教育委員の任命について	〃	〃
同意第 4 号	神津島村教育委員会教育委員の任命について	〃	〃
議案第 3 6 号	損害賠償の額の決定及び和解について	〃	原案可決
議案第 3 7 号	神津島村道路法面改修工事（村道 1 4 号線）請負契約	〃	〃
議案第 3 8 号	レントゲン・CT 画像診断システム整備契約	〃	〃
議案第 3 9 号	令和 7 年度東京都神津島村一般会計補正予算（第 2 号）	〃	〃
議案第 4 0 号	令和 7 年度東京都神津島村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	〃	〃
議案第 4 1 号	令和 7 年度東京都神津島村介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	〃	〃
議案第 4 2 号	令和 7 年度東京都神津島村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	〃	〃
議案第 4 3 号	令和 7 年度東京都神津島村簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）	〃	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 年 月 日	審 議 結 果
議案第 4 4 号	令和 7 年度東京都神津島村農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）	7 . 9 . 9	原 案 可 決
認定第 1 号	令和 6 年度東京都神津島村一般会計歳入歳出決算の認定	7 . 9 . 10	原 案 認 定
認定第 2 号	令和 6 年度東京都神津島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定	〃	〃
認定第 3 号	令和 6 年度東京都神津島村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定	〃	〃
認定第 4 号	令和 6 年度東京都神津島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定	〃	〃
認定第 5 号	令和 6 年度東京都神津島村簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定	〃	〃
認定第 6 号	令和 6 年度東京都神津島村農業集落排水事業会計歳入歳出決算の認定	〃	〃